

匈奴劉氏の歴史認識

晋王（司馬昭）は鄧艾・鍾会に、西川を攻めて漢を平定するように命じた。……漢帝は辺境守備の諸將に詔して降伏するよう命じた。……漢帝の外孫劉淵……は北辺の地に逃れた。……劉淵は左国城に都し、天下の人々がその徳を慕って集まった。劉淵は、「漢は長く天下を治め、人民に恩徳を施してきた。わしは漢帝の外甥である。叔父上が晋の囚われ人となっているうちは、報復しない法はない」と言い、劉氏の一族として、漢を建国、漢の高祖の故事にちなんで自ら漢王と称し……た。……漢王は数十万の軍勢をひきいて洛陽へ攻め上り晋を打った。晋の懐帝はこれを迎え撃ったが、大敗した。漢軍がこれを捕らえ……た。晋では愍帝が長安で即位した。漢王は劉曜を遣ってこれを打たせ、愍帝を捕らえ……た。漢王はついに晋を滅ぼして漢の皇帝の位に即き、……天下に大赦を行った。

——立間祥介『全相三国志平話』（潮出版社、2011年）pp.150-151

劉淵 ?~310（在位 304~310）五胡十六国の漢（前趙）の高祖。字は元海。後漢以来山西にいた南匈奴の君主。西晋末に離石で大単于、漢王の位につき、ついで蒲子で帝位につき、また平陽に移る。子の劉聡の時代に洛陽を陥れ、西晋を滅ぼした。

——『山川世界史小辞典』（改訂新版、山川出版社、2004年）

問題の設定

▽なぜ匈奴が漢の劉氏を名乗り、漢王朝の復興を掲げたのか？

『晋書』巻101、劉元海載記（以下、訳は拙訳。訳文中の〔 〕は補語、（ ）は訳注）

劉元海は言った、「……晋人は必ずしも我々に同調するとはかぎらない。漢は天下を所有した時代が長く、その恩徳は人々の心に結びついている。……私も漢氏の甥（姉妹の子）であり、兄弟の誓約を結んでいる。兄が亡びたら弟が継ぐのは、当然のことである。ひとまずは、漢を称し、後主（劉禅）を追尊し、そうして人心を得るのがよいであろう」。（元海曰、「……晋人未必同我。漢有天下世長、恩徳結於人心。……吾又漢氏之甥、約為兄弟、兄亡弟紹、不亦可乎。且可称漢、追尊後主、以懷人望」。）

→漢族支配の正当性を得るため／漢族の支持を得るため、という理解が一般的⁽¹⁾。

→近年は王明珂氏の辺縁研究を参照しながら、集団的アイデンティティ（「認同」）の変容という角度から考察を試みる論考が増えている⁽²⁾。

*王明珂氏の辺縁研究：エスニック集団（「族群 ethnic group」）とは、「祖先を共有している」という集合的記憶を構築して成員間で想像上の血縁関係を結び、団結したものの。集合的記憶は状況に応じて適宜改変され、そのつどに集団も再定義される⁽³⁾。

→漢朝復興という目的は匈奴部民にも向けられたものではないだろうか⁽⁴⁾。

→本報告は、劉淵らが歴史を語っていることに注目し、その歴史理解の特異性を明らかにしてこの問題に迫ってみたい。

▽本論に入る前に (1)：屠各と劉氏の問題

『晋書』卷 63、李矩伝

劉粲が位を継ぐと、暗愚と残虐は日に日にひどくなったので、漢の将の靳準は挙兵して劉粲とその宗族を殺し、劉聰の墓をあばいてその遺体を斬り、使者をつかわして李矩に帰順し、こう言った、「劉元海は屠各の醜悪な小人であり、大晋が事変に遭っていた機会に乗じて、幽并の地で乱を起こし、天命を詐称しました。……」。(及劉粲嗣位、昏虐日甚、其將靳準乃起兵殺粲、并其宗族、發聰冢、斬其尸、遣使歸矩、稱、「劉元海屠各小醜、因大晋事故之際、作亂幽并、矯稱天命……」。)

『晋書』卷 97、四夷伝、北狄匈奴の条

北狄は部落をもって類をなしている。塞内に入居した類には、屠各種、鮮支種、寇頭種……があり、のべ十九種である。みな部落を保ち、相互に入り乱れることはなかった。屠各種はもっとも豪貴であったため、単于になることができ、諸種を統べた。(北狄以部落為類、其入居塞者有屠各種、鮮支種、寇頭種……、凡十九種、皆有部落、不相雜錯。屠各最豪貴、故得為單于、統領諸種。)

⇒劉氏は屠各と呼ばれる非漢族だが、伝統的な匈奴単于の氏族は屠各に所属するのか？

先行研究での理解一覧表 (屠各と劉氏について紙幅を割いて考察しているものに限った)

先行研究	単于氏族は屠各に所属	劉氏は匈奴単于の子孫	備考
岡崎 1932 (137-140); 唐 1955b (382-403); 姚 2007 (43-55); 馬 1962 (94-97); 林幹 2007 (171-174); 陳勇 2009 (45ff); 武 2009 (38-65)	×	×	唐と姚が古典的研究。屠各は匈奴休屠王の部衆の後裔で、河西が居住地だが、後漢を通じて南や東に移動してゆき、并州に移った一部の集団が南匈奴に合流し、南単于の氏族に代わって匈奴内で覇権を握った、というのが唐説の大要。
内田 1975 (278-288); 陳琳国 2006	○	○	陳琳国は休屠と屠各(休屠各)は別の民族とする。休屠と屠各の分布に地理的の偏りがある点は武 2009 も指摘。
周偉洲 2006 (18-23)	×	○	屠各の由来は休屠だが、魏晋代だと「屠各」という語は匈奴の「汎称」として用いられており、ゆえに単于の子孫である劉氏も「屠各」と呼ばれたとする。
片桐 1988	△	△	屠各は匈奴渾邪王+休屠王の部衆の後裔で、渾邪王は単于氏族と血縁にあったため、屠各劉氏は単于氏族の血を引いてはいるが、南単于の系統とは関係がないとする。

→報告者の感覚は〔周偉洲 2006〕に近いが、結論は出せていない。ともあれ、劉氏が匈奴単于の子孫として活動していたのは確かだと思われるので、この問題には抵触しないかたちで考察を進める。

▽本論に入る前に (2)：史料の問題

唐修『晋書』載記

北魏・崔鴻『十六国春秋』と梁・蕭方等『三十国春秋』を節略したもの〔梶山 2019〕。

崔鴻『十六国春秋』

北魏・孝明帝の正光三年成立。五胡諸政権のうち、史書（霸史）が残されていた十六の国を選び、国別に記述した〔胡 2015〕。崔鴻独自の史観によって編纂された史書だが〔梶山 2005〕、依拠史料である霸史の歴史観を留めている箇所もある〔町田 1979; 1980〕。北宋から南宋のころに散佚し、現存しないが、『太平御覧』などに佚文が残る。史料として利用するさいは基本的に佚文を用いる。輯佚に五胡の会編『五胡十六国霸史輯佚』がある。湯球の「纂録校本」は由来不明の十六巻本を崔鴻『纂録』とみなして校訂したもの、「輯補」は「纂録校本」に『晋書』載記や佚文を補訂して復元をめざしたもの。「四庫全書」の『十六国春秋』は明の屠喬孫らが作成した本（屠本）で、崔鴻が著述した本とは別物〔梶山 2010〕。

『資治通鑑』

五胡関連の記述には、載記にはない独自のものが多い。司馬光の時代には『十六国春秋』はすでに散佚しはじめており、断片的な本やダイジェスト版しか閲覧できなかったが〔町田 2000〕、これらの資料を直接参照できたことにより、載記に採択されなかった記述を盛り込むことができた。しかし載記と比べると『資治通鑑』はつねに文言を簡略化しており、許容限度を超えかねない意識もしばしばおこなっている。『資治通鑑』の独自記述が重要であるのは疑いないが、載記が『十六国春秋』の字句を（良くも悪くも）ほぼそのままに引用している可能性が高いことを考慮すると、載記にも記述があるのならば載記にもとづくのがよいと考える。

霸史

『隋書』経籍志に由来する分類名称で、五胡諸国にかんする史書群の総称。漢・前趙の場合、前趙の劉曜時代に編纂された『漢趙記』があるが、現在では散佚。〔町田 1980〕は『漢趙記』の佚文を検討し、『十六国春秋』を経由して載記に継承されていることを指摘している。

魏収『魏書』

巻 95-99 に五胡関連の列伝がある。『十六国春秋』にもとづいた記述とされ〔周一良 1997〕、載記等にみられない記述が残されていることもある。

蕭方等『三十国春秋』

撰者は梁・元帝の長子。現在では佚文が残るのみで、湯球の輯本がある。両晋（起点は後漢末の宣帝）を基軸にすえ、さらに同時期の十六国を含む 29 国を叙述対象に加えた史書〔呉振清 2009〕。540 年代ころの成立で、十六国史にかんしては南朝に伝来していた霸史に依拠し、『十六国春秋』は参照していなかったと推測されている〔梶山 2019〕。

⇒もっともまとまった史料は載記。載記をベースとし、『十六国春秋』佚文と『資治通鑑』を補助とする。偏向はいったん考慮せず、すべてそのまま受け止めて読み進めたい。載記の読解を経たうえで、あらためて載記の信憑性や取り扱いにかんする私見を述べる。

1 劉宣の歴史認識

『晋書』劉元海載記

恵帝が統制を失い、盗賊が蜂起すると、劉元海の従祖父であり、もとの北部都尉で左賢王⁽⁵⁾の劉宣らはひそかに協議した、「^(A) むかし、わが先祖は漢と誓約して兄弟となり、悲喜を共有していた。漢が滅んで以来、魏と晋がかわるがわる興ったが、〔その間〕わが単于は虚号を有するのみで、わずかな土地を治めることすらまったくなく、諸王侯以下は編戸同然に落ちぶれてしまった⁽⁶⁾。いま、司馬氏は骨肉で殺しあい、四海は沸き立っている。これは、国を回復し、事業を復興させる機会である。左賢王の劉元海は資質と度量が傑出しており、不世出の才能を有している。天が単于を復活させるつもりがないのならば、この人物を意味もなく生み落とすわけがない」。こうしてひそかに劉元海を共同で推戴し、大単于とした。(恵帝失馭、寇盜蜂起、元海従祖故北部都尉、左賢王劉宣等竊議曰、「^(A) 昔我先人与漢約為兄弟、憂泰同之。自漢亡以来、魏晋代興、我単于雖有虚号、無復尺土之業、自諸王侯、降同編戸。今司馬氏骨肉相殘、四海鼎沸、興邦復業、此其時矣。左賢王元海姿器絶人、幹宇超世、天若不恢崇単于、終不虛生此人也」。於是密共推元海為大単于。)

同上

王浚は將軍の祁弘に鮮卑を統率させて鄴の成都王穎を攻めさせた。成都王は敗れ、天子を連れて南へ向かい、洛陽へ敗走した。劉元海は言った、「……私はあの者（成都王）に約束してしまったから、救援しないわけにはいかない」。こうして右於陸王の劉景、左独鹿王の劉延年らに命じ、歩騎二万を率いさせ、鮮卑を討たせようとした。劉宣らは強く諫めた、「晋は無道のふるまいをなし、我々を下僕のようにみなして支配しています⁽⁷⁾。このために、右賢王の猛は憤怒を抑えられなかったのです。しかしその当時は晋の紀綱が緩んでいなかったため、計画は成功せず、右賢王は仆れてしまいました。これは単于（劉淵）にとって恥辱です。いま、司馬氏は父子兄弟で殺しあっていますが、これは天が晋の徳を見限り、天命を我々に授けているのです。単于（劉淵）は積み重ねた徳行を身にそなえておられ、晋人から心服されています。まさしくわが邦族を復興し、^(B) 呼韓邪単于の事業を回復するべきなのです。鮮卑と烏丸は味方につけるべきであるのに、どうして彼らを拒んで仇敵のほうを助けるのでしょうか。いま、天は我々に手を差し伸べているのですから、それに反するべきではありません。天に反するのは不吉であり、民衆に逆らえば成功しません。天が与えているのに取らなければ、かえって咎を受けるでしょう。どうか単于（劉淵）よ、疑いませぬよう」。(王浚使將軍祁弘率鮮卑攻鄴、穎敗、挾天子南奔洛陽。元海曰、「……吾与其有言矣、不可不救」。於是命右於陸王劉景、左独鹿王劉延年等率歩騎二万、將討鮮卑。劉宣等固諫曰、「晋為無道、奴隸御我、是以右賢王猛不勝其忿。属晋綱

未弛、大事不遂、右賢塗地、单于之恥也。今司馬氏父子兄弟自相魚肉、此天厭晋德、授之於我。单于積德在躬、為晋人所服、方当興我邦族、^(B)復呼韓邪之業、鮮卑、烏丸可以為援、奈何距之而拯仇敵。今天假手於我、不可違也。違天不祥、逆衆不濟。天与不取、反受其咎。願单于勿疑。」)

→ (A)「漢と兄弟であった」と (B)「呼韓邪の事業」の二点に着目して検討する。

(A) 漢と匈奴の関係史

・漢側の認識

高祖—武帝（元光二年以前）：兄弟関係の締結 ⁽⁸⁾

『史記』卷 110、匈奴列伝

匈奴以漢将衆往降、故冒頓常往来侵盜代地。於是漢患之、高帝乃使劉敬奉宗室女公主為单于闕氏、歲奉匈奴絮繒酒米食物各有数、約為昆弟以和親、冒頓乃少止。

『史記』卷 10、孝文本紀、後二年

上曰、「朕既不明、不能遠德、是以使方外之國或不寧息。……間者累年匈奴並暴辺境、多殺吏民、辺臣兵吏又不能諭吾内志、以重吾德。夫久結難連兵、中外之國將何以自寧。……故遣使者冠蓋相望、結軼於道、以諭朕意於单于。今单于反古之道、計社稷之安、便万民之利、親与朕俱弃細過、偕之大道、結兄弟之義、以全天下元元之民。和親已定、始于今年」。

武帝（元光二年以降）—宣帝（甘露二年以前）：兄弟関係に消極的 ⁽⁹⁾

『漢書』匈奴伝上

单于用趙信計、遣使好辞和親。天子下其議、或言和親、或言遂臣之。丞相長史任敞曰、「匈奴新困、宜使為外臣、朝請於辺」。漢使敞使於单于。单于聞敞計、大怒、留之不遣。

『漢書』卷 54、蘇建伝附武伝

数月、昭帝即位。数年、匈奴与漢和親。

宣帝晩期（甘露二年）以後：君臣関係 ⁽¹⁰⁾

『漢書』匈奴伝下

〔韓〕昌、〔張〕猛即与為盟約曰、「自今以来、漢与匈奴合為一家、世世毋得相詐相攻。……漢与匈奴敢先背約者、受天不祥。令其世世子孫尽如盟」。……昌、猛還奏事、公卿議者以為、「单于保塞為藩、雖欲北去、猶不能為危害。昌、猛擅以漢国世世子孫与夷狄詛盟、令单于得惡言上告于天、羞国家、傷威重、不可得行。宜遣使往告祠天、与解盟。……」。上薄其過、……勿解盟。

同上

河平元年、……光祿大夫谷永、議郎杜欽以為、「漢興、匈奴数为辺害、故設金爵之賞以待降者。今单于詘体称臣、列為北藩、遣使朝賀、無有二心、漢家接之、宜異於往時。……」。

○高祖から武帝初までは和親により兄弟関係が維持されたが、武帝期に戦争がはじまって以降、漢は兄弟関係の締結には消極的になったと思われる。呼韓邪单于が来降して以後、匈奴单于を臣と扱い、兄弟に戻ろうとはしなかった。

・匈奴側の認識

高祖—武帝初め（元光二年以前）：兄弟関係の承諾

『史記』匈奴列伝

其明年（文帝四年）、单于遣漢書曰、「……前時皇帝言和親事、称書意、合歡。漢辺吏侵侮右賢王、右賢王不請、聽後義盧侯難氏等計、与漢吏相距、絶二主之約、離兄弟之親。……」。

武帝（元光二年以降）—宣帝（甘露二年以前）：兄弟関係をしばしば要望⁽¹⁾

『漢書』匈奴伝上

漢使王烏等闚匈奴。……单于愛之、陽許曰、「吾為遣其太子入質於漢、以求和親」。漢使楊信使於匈奴。……楊信……单于不親。……楊信説单于曰、「即欲和親、以单于太子為質於漢」。单于曰、「非故約。故約、漢常遣翁主、給繒絮食物有品、以和親、而匈奴亦不復擾辺。今乃欲復古、令吾太子為質、無幾矣」。……楊信既歸、漢使王烏等如匈奴。匈奴復調以甘言、欲多得漢財物、給王烏曰、「吾欲入漢見天子、面相結為兄弟」。王烏歸報漢、漢為单于築邸于長安。

同上

武帝崩。前此者、漢兵深入窮追二十余年、匈奴孕重墮殯、罷極苦之。自单于以下常有欲和親計。

宣帝晩期（甘露二年）以後：君臣関係の自覚

『漢書』匈奴伝下

郅支既誅、呼韓邪单于且喜且懼、上書曰、「常願謁見天子、誠以郅支在西方、恐其与烏孫俱來擊臣、以故未得至漢。今郅支已伏誅、願入朝見」。

同上

会西域車師後王句姑、去胡來王唐兜……将妻子人民亡降匈奴……。单于受置左谷蠡地、遣使上書言状曰、「臣謹已受」。詔遣中郎将韓隆……使匈奴、告单于曰、「西域内属、不当得受、今遣之」。单于曰、「孝宣、孝元皇帝哀憐、為作約束、自長城以南天子有之、長城以北单于有之。……臣知父呼韓邪单于蒙無量之恩、死遺言曰、『有從中国來降者、勿受、輒送至塞、以報天子厚恩』。此外国也、得受之」。使者曰、「匈奴骨肉相攻、国幾絶、蒙中国大恩、危亡復絶、妻子完安、累世相繼、宜有以報厚恩」。单于叩頭謝罪、執二虜還付使者。

○高祖から武帝初めまでは漢との兄弟関係を維持していたが、多くは漢側からの要望であったと考えられる。武帝期に戦争がはじまって以降、匈奴は情勢の変化に応じ、旧来の「故約」を内容とする和親と、「故約」を包含しない和親との二種類の和親を要望し、前者の場合は兄弟の約を含んでいたと思われる。呼韓邪单于が称臣して以後、上下関係を自覚しており、兄弟の認識はみせていない。

⇒以上より、実際に兄弟であった期間はごく短く、むしろ君臣関係のほうが長かった。

(B) 呼韓邪单于の評価

*呼韓邪单于：前漢宣帝期と後漢光武帝期との二人存在する。どちらも漢に称臣した。

・否定的

『漢書』匈奴伝下

左伊秩訾王為呼韓邪計、勸令称臣入朝事漢、從漢求助、如此匈奴乃定。呼韓邪議問諸大臣、皆曰、「不可。匈奴之俗、本上気力而下服役、以馬上戦闘為国、故有威名於百蛮。戰死、壯士所有也。今兄弟争国、不在兄則在弟、雖死猶有威名、子孫常長諸国。漢雖疆、猶不能兼并匈奴、奈何乱先古之制、臣事於漢、卑辱先单于、為諸国所笑。雖如是而安、何以復長百蛮」。左伊秩訾曰、「不然。疆弱有時、今漢方盛、烏孫城郭諸国皆為臣妾。自且鞮侯单于以來、匈奴日削、不能取復、雖屈疆於此、未嘗一日安也。今事漢則安存、不事則危亡、計何以過此」。諸大人相難久之。

同上

更始二年冬、漢遣中郎将歸德侯颯、大司馬護軍陳遵使匈奴、授单于漢旧制璽綬、王侯以下印綬、……。单于輿驕、謂遵、颯曰、「匈奴本与漢為兄弟、匈奴中乱、孝宣皇帝輔立呼韓邪单于、故称臣以尊漢。今漢亦大乱、為王莽所篡、匈奴亦出兵擊莽、空其边境、令天下騒動思漢、莽卒以敗而漢復興、亦我力也、当復尊我」。

○单于輿は「自比冒頓」（『後漢書』列伝 79、南匈奴伝）という。

・肯定的

『漢書』匈奴伝下

匈奴謂孝曰若鞮。自呼韓邪後、与漢親密、見漢諡帝為孝、慕之、故皆為若鞮。

『後漢書』南匈奴伝

二十四年春、八部大人共議立比為呼韓邪单于、以其大父嘗依漢得安、故欲襲其号。

○漢に歸順して匈奴に安寧をもたらした单于。漢と親密になった契機にも位置するが、その親密は「呼韓邪病且死、……其母顛渠闕氏曰、『匈奴乱十余年、不絶如髮、頼蒙漢力、故得復安』（『漢書』匈奴伝下）などとあるように、漢の「恩」をこうむったことによる従属的な親密関係であって、対等の友好関係とはみなされていない。

⇒状況によって評価が変動する单于だが、どちらで評価するにしても兄弟関係を結んだ单于とは認識されていない。

◎劉宣は漢との時代を兄弟関係で捉える視点を有していながら、その兄弟関係を終わらせた单于である呼韓邪单于を模範に据えている。

（仮説1）劉宣のいう「兄弟」とはたんに「親密である」という意味ではないか。

・劉宣は兄弟であった漢と比べ、晋は「奴隸御我」と表現している。

- ・一般的に、関係の比喩表現としての「兄弟」は「君臣関係の論理が働かない場で用いられている」[谷 1996: 31]。
 - ・劉宣と同時代における兄弟の約も、対等、ないし上下関係の不在を指している⁽¹²⁾。
- ⇒「親密かつ対等」の意で「兄弟」と言っている可能性が高い。

(仮説2) 呼韓邪単于は必ずしも称臣した単于とみなされていなかったのではないか。

- ・後漢と北匈奴の関係史を参照すると、そう考えるのは難しい。

永元元年の戦争以前の和親：非君臣関係⁽¹³⁾

『後漢書』鄭興伝附衆伝

是時北匈奴遣使求和親。八年、顯宗遣衆持節使匈奴。衆至北庭、虜欲令拜、衆不為屈。單于大怒、困守閉之、不与水火、欲脅服衆。衆拔刀自誓、單于恐而止、乃更發使隨衆還京師。

『後漢書』宋均伝附意伝

章和二年、鮮卑擊破北匈奴、而南單于乘此請兵北伐、因欲還歸旧庭。時竇太后臨朝、議欲從之。意上疏曰、「……今北虜西遁、請求和親、宜因其歸附、以為外扞、巍巍之業、無以過此」。

永元元年の戦争以後の和親：君臣関係⁽¹⁴⁾

『後漢書』和帝紀、永元二年

九月、北匈奴遣使称臣。冬十月、遣行中郎将班固報命。

→『後漢書』竇融伝附憲伝に「憲乃班師而還。遣軍司馬吳汜、梁諷、奉金帛遣北單于、宣明国威、而隨其後。……單于稽首拜受。諷因説宜修呼韓邪故事、保国安人之福。單于喜悅、……乃遣弟右温禺鞮王奉貢入侍、隨諷詣闕。憲以單于不自身到、奏還其侍弟。……北單于以漢還侍弟、復遣車諧儲王等款居延塞、欲入朝見、願請大使。憲上遣大將軍中護軍班固行中郎将、与司馬梁諷迎之」。班彪伝下附固伝もこのときの北單于の遣使を「欲脩呼韓邪故事」と記す。

『後漢書』南匈奴伝

〔永元〕十六年、北單于遣使詣闕貢獻、願和親、脩呼韓邪故約、和帝以其旧例不備、未許之、而厚加賞賜、不答其使。

⇒後漢当初は匈奴との関係が敵国関係に戻り [栗原 1970: 467]、その関係は北匈奴でも変わらなかったと指摘されている [小林 1989: 注 18]。永元元年以前の和親の「約」は不明だが、少なくとも君臣関係を含んでいたとは考えがたく、敵国関係であったとの指摘は妥当である。宋均伝附意伝にみえる章和二年の和親がやや軟化気味であるのは、前年に鮮卑が北單于を破って斬ったことが影響していると思われる。そして永元元年に後漢軍が北匈奴に大勝を収めると、後漢側は北匈奴に「呼韓邪故事」にもとづくよう勧めているが、その結果実現したのが北匈奴の称臣であった。つまり「呼韓邪故事」に従った和親とは、従来までの敵国関係の和親とは異なり、君臣関係を伴った和親を指していたと考えられる。⇒呼韓邪単于の事跡には「漢に称臣した」という事柄が必ず伴っていた可能性が高い。

◎劉宣は漢との関係史のなかから、臣従していた歴史を隠蔽してしまったのではないか。呼

韓邪単于が兄弟関係の認識と並列できているのも、「漢に称臣して匈奴の国に安定をもたらした単于」という呼韓邪の事跡から、「漢に称臣した」という事実を抜き取っているからではないか。

→呼韓邪についてさらに言えば……

『金石録』巻 20、偽漢司徒劉雄碑（劉聡時代建立の碑。劉雄は劉淵の弟）

公は諱を雄、字を元英といい、高皇帝の子孫である。孝宣帝の玄孫が王莽の篡奪に遭遇したさい、遠く辺境へ逃れたところ、外国から推戴され、とうとう単于を号した。代々継承し、雲中に居住し、そのままその地を郷里とした。（公諱雄、字元英。高皇帝之胄、孝宣帝之玄孫、值王莽篡竊、遠遁辺朔、為外国所推、遂号単于。累葉相承、家雲中、因以為桑梓焉。）

→明らかに後漢の呼韓邪単于を指している。劉宣が言っていたのは、具体的には後漢の呼韓邪単于であり、この単于をルーツに位置づけていたと考えられる⁽¹⁵⁾。劉宣のいう「呼韓邪単于の事業の復興」とは、たんに「祖先の事業の復興」くらいの意味あいかもしれない。

（仮説 3）劉宣の歴史の語りに歪みがあるとしても、漢代と魏晋代との対比は歴史的な事実を反映しているのではないか。

[唐 1955a: 127–142] …中国王朝や中国の豪族から、兵源または労働力として利用されていた。部落組織は維持されていたが単于や諸王の権力は制限された。農業を課せられ、租調の納付を義務づけられていた。田客や奴婢に没落する者が多かった。

→別の研究者による付加および異論の点。

[馬 1962: 89; 内田 1975: 226–227, 296; 林幹 2007: 89] …後漢時代、南匈奴は後漢朝から毎年多額の経済支援を受けていた。馬・内田両氏は課税負担もなかったとする。

[馬 1962: 85–87; 内田 1975: 263ff; 林幹 2007: 113–114; 周偉洲 2006: 9–10, 14–16; 陳勇 2009: 94–96, 111–114] …後漢代の入塞時、南単于の権威はやや損なわれたが、南単于による直接統治はなお保持されていたのに対し、後漢末に南単于の権威が失墜して以降、単于や諸王が部民を統治する体制は崩壊し、中国王朝の介入度が強い体制に再編され、勢力を削がれた。その体制は後漢末の曹操および并州刺史の梁習によって推進され、五部分割に結実した。

[馬 1962: 87–90; 内田 1975: 294–296, 299–302; 林幹 2007: 109–115; 蔣 1979: 86] …後漢なかごろから後漢末にかけ、南匈奴は陰山地帯から山西省へ移住したが、それに伴って生業を牧畜から農耕へ切り替えた。農耕化をとくに強力に推し進めたのが并州刺史の梁習である。彼のもと、移住した匈奴は編戸または編戸同然の地位におかれ、租調負担を課されるようになった。しかし多くの部民は農地をもつ農民になれず、田客や奴婢に没落した。[周偉洲 2006: 14–16] は納税と賤民化のみ言及。

→ [内田 1975: 294] …『晋書』地理志では戸数にカウントされていないため、戸籍には入れられていない。

⇔ [林幹 2007: 114] …戸籍に編入されていた。

[馬 1962: 87-88; 内田 1975: 296; 林幹 2007: 114; 周偉洲 2006: 15-16] …兵士利用も梁習によって進められた。

→ [蔣 1979: 87] …しかし生業が農耕に転換していたため、馬上生活時代と同等の戦闘力は有していなかった。

→私見では……

- ・漢朝の経済支援として挙げられている史料の一部は誤読の可能性がある⁽¹⁶⁾。後漢が南匈奴に物品を毎年賜与していたことは史料に記載があるが、匈奴も毎年馬やフェルト製品を貢納しており、一方的な贈与関係だったわけではない⁽¹⁷⁾。
- ・単于の権力が後漢末から魏晋期に大幅に削減されていたのは確実。ただ、魏晋王朝は禪讓時に単于を列席させるなど、礼制上では単于を厚遇していた [渡邊 2016; 伊藤 2020]。
- ・曹操による匈奴五部の配置は南匈奴を軍事的に利用する目的に沿ったもので、弱体化を企図した政策ではないとの指摘がある⁽¹⁸⁾。また并州（山西省）はステップ地帯と似た気候で、牧畜に適していたため馬の産地でもあり、北朝時代ではステップやオルドスから中原へ馬を移送するさいの中継地としても好まれていた [汪 2001: 38-39, 55-57]。兵力として利用をめざすのならば、生業を牧畜から農耕へ強制転換させる利点はないのではないかと⁽¹⁹⁾。納税は何らか負っていたと思われるが、野中敬氏 [1998] の戸調式解釈から推せば、非漢族は編戸同様の租調ではなく、生業の実情にあわせた物品を納めていたと思われる。
- ・後漢は全期を通じて南匈奴を兵力利用しており、魏晋期にはじまったことではない⁽²⁰⁾。
- ・陰山地帯・オルドス北部から山西省への移動は、生業の大幅な転換がなかったとしても大きなストレス要因だったと思われる⁽²¹⁾。

→先行研究での理解には一部に同意できない点があるものの、匈奴が魏晋王朝に不満を覚えた理由としてはおおむね妥当であるし、「いまと比べてむかしは良かった」との過去認識を生み出す素地にもなっている。

→しかし、漢と兄弟関係であった歴史を回顧したことや、漢代に対する認識に誇張と隠蔽があったことをどう説明するか。困窮の打破や自立性の回復を志向するにあたり、漢と兄弟関係であったことを確認する必要があるのだろうか。

⇒そもそも劉宣は漢王朝を美化しているのではない。あくまで自己集団（匈奴）の過去を美化している。すなわち、過去、自分たちは他者（それも唯一の権力をもつ他者）から特別視されていたのだ、と。そのような過去をもつ我々は現代でも特別に厚意を払われるべき存在であるのに、魏晋王朝はそうしていない……というのが劉宣の主張の核心でないか。現代における待遇への不満から、自分たちの本来あるべき理想的な姿を過去から探し出そうとし、こうして見出した過去こそ、漢とは兄弟という特別関係を結んでいたというものだったのではないだろうか。

→漢との君臣関係はどう処理したのか。実際に兄弟関係を結んだ冒頓単于を持ち出すべきではないか。

(仮説 4) 劉宣はなぜ呼韓邪単于を持ち出して冒頓単于に触れなかったのだろうか。匈奴を隆盛に導いた冒頓の事跡は劉宣の説いている内容ともやや重なっていないだろうか。

・明瞭な解釈はできないが、以下の点を挙げうる。

→後漢の呼韓邪単于はルーツとして特別な存在であり、祖先の事業の復興を掲げるにあたってどうしても外せない存在であったのだろう。

→劉宣が過去から読み取った匈奴の理想的な姿から察するに、彼らが望んでいたのは他者（あるいは権力者）からの厚意である。そこでイメージの源泉になったのは、漢家の恩、すなわち匈奴が苦境に陥ったとき、漢が救済してくれたから匈奴はふたたび安寧を得たという、呼韓邪単于の故事だったのではないか。前述したように、呼韓邪単于の得た漢家の恩は君臣関係の締結と引き換えに得たものであったが、劉宣は苦境時に恩を施した漢の姿勢に魏晉王朝とは異なるスタンスを見出し、匈奴と魏晉との関係が君臣関係であるとすれば、匈奴と漢との関係は兄弟のように支え合った関係だったのだ、と魏晉との対比によって漢への臣従を兄弟と読み替えていったのであろう。こうして、劉宣の目標は魏晉的な君臣関係の打破に定められたのだと考えられる。劉宣による兄弟関係の称揚と君臣関係の否定は、表面的には冒頓単于の事跡に重なりうるが、内実は呼韓邪単于の故事にもとづいて組み上げられた論理だと思われる。

→とはいえ、冒頓でもよさそうなのに、なぜ呼韓邪をシンボルに選んだのかは十分に理解できない。この時代の匈奴の独特な歴史感覚とみておくに留めるのが穏当だろう。

◇本節のまとめ

- ・劉宣は漢代の匈奴史を「漢と兄弟関係であった」と語りつつ、漢に称臣した呼韓邪単于を顕彰するという、新たな歴史解釈を示している。兄弟関係の歴史が極端に増幅され、君臣関係の歴史が完全に隠蔽された解釈によって、過去の自分たち（匈奴）を美化していた。
- ・劉宣は魏晉王朝の待遇に対する不満から、理想的な自己集団（匈奴）の姿を過去からみつけようとした。そこで発見されたのが「漢と兄弟関係だった匈奴」であった。それは他者（権力者）と対等で、かつ特別な親愛を結んだ過去であり、現代においても自分たちはこうした厚意を向けられるべき存在だと正当化したものと考えられる。特段の厚意を向けない魏晉王朝と対比することで、漢朝が呼韓邪単于に施した恩は君臣関係によるものではなく、兄弟関係にもとづくものであったと読み替えられていったのだと思われる。
- ・呼韓邪単于は集団のルーツに位置づけられており、その事跡からは漢へ称臣した事実が捨象されていた。ただし劉宣が冒頓単于ではなく呼韓邪単于をシンボルに挙げた理由は明瞭ではなく、この時期の匈奴に特有の歴史感覚に由来していたと考えられる。

2 劉淵の歴史認識

『晋書』劉元海載記

劉宣らは強く諫めた、「……どうか単于（劉淵）よ、疑いませぬよう」。劉元海は言った、「そのとおりだ。高い山をつくるべきであって、どうして小さな山をつくろうか。そもそも帝王となるのに不変の法則があるものだろうか。禹は西戎の出身で、周の文王は東夷で生まれた。〔過去の帝王を〕振り返れば、徳によって授かるものなのである。いま、現在の衆十余万は、みな一人で晋人の十人に相当する。太鼓を鳴らして進軍し、晋を粉砕するのは、朽ちた木を砕くようなものである。上は漢の高祖のごとき事業を成すことができ、下は魏氏（武帝？）のごとき事績を為すことに失敗しないだろう。〔呼韓邪単于は語るに及ぼうか。〕⁽²⁾ そうとはいっても、晋人は必ずしも我々に同調するとはかぎらない。漢は天下を所有した時代が長く、その恩徳は人々の心に結びついている。このため、昭烈帝は一州の地を制圧しただけで、天下に対抗できたのである。私も漢氏の甥であり、兄弟の誓約を結んでいる。兄が亡びたら弟が継ぐのは、当然のことである。ひとまずは、漢を称し、後主を追尊し、そうして人心を得るのがよいであろう」。〔劉宣等固諫曰、「……願単于勿疑」。元海曰、「善。当為崇岡峻阜、何能為培塿乎。夫帝王豈有常哉、大禹出於西戎、文王生於東夷、顧惟徳所授耳。今見衆十余万、皆一当晋十、鼓行而摧乱晋、猶拉枯耳。上可成漢高之業、下不失為魏氏。〔何呼韓耶足道哉。〕雖然、晋人未必同我。漢有天下世長、恩徳結於人心、是以昭烈崎嶇於一州之地、而能抗衡於天下。吾又漢氏之甥、約為兄弟、兄亡弟紹、不亦可乎。且可稱漢、追尊後主、以懷人望。〕

同上

永興元年、劉元海は壇を南郊に築き、僭越して漢王の位につき、令を下した、「むかし、わが太祖高皇帝は神妙なる武略で機運に応じ、偉大な事業を切りひらいた。太宗孝文皇帝は〔高帝の事業に〕うるわしい徳を積み重ね、漢の道を発展させて太平にした。世宗孝武皇帝は版図を拡大して夷狄を追い払い、領域は堯の時代をしのいだ。中宗孝宣皇帝は秀才を搜索して登用し、多くの才士が朝廷に集まった。これらわが祖先の道は三王にまさり、功は五帝より高く、それゆえ、占いで予言された朝命は夏や商の倍であり、姬氏を超えていたのである。しかし、元成の世は悪人が多く、哀平二帝は短命で、賊臣の王莽が天に届くほどに増長し、篡奪したのである。わが世祖光武皇帝は偉大な資質と聖なる武略をそなえ、帝業を回復させ、漢氏を祀って天に配し、旧来の制度を絶やさず、暗かった三光（日・月・星）をふたたび明るくさせ、光を失った神器をふたたび輝かせた。顕宗孝明皇帝と肅宗孝章皇帝は代々と事業を輝かせ、火炎の光はふたたび明るくなった。和安以後、綱紀がしだいに退廃し、天運は艱難へ向かい、皇統は何度も途絶えた。黄巾の大群が九州にわきおこり、宦官らの害毒が四海に流れ、董卓はこれに乗じて暴力を思うままに振るい、曹操父子の凶逆が世々つづいた。ゆえに、孝愍皇帝（献帝）は万国を見捨ててしまい、昭烈帝は岷蜀の地へ流浪したが、〔そうして昭烈帝は〕否の運勢

が尽きて泰の運勢に転じ、天子の車を旧京（洛陽）へ戻すことを希求したのである。しかし思いもよらぬことに、天は災禍を降したことをまだ悔やんでいなかったため、後帝（劉禪）は困窮し、屈辱を受けたのであった。漢の社稷が没落し、宗廟に犠牲の血が供えられなくなって、現在で四十年になる。いま、天はその（漢人の？）衷心を教え導き、皇漢に禍を降したことを悔やまれ、司馬氏の父子兄弟をつぎつぎと殺しあわせている。民衆は塗炭の苦しみを味わっているが、それを訴える場所もない。孤^{わたし}はいま、にわかに諸侯から推戴され、三祖の事業を継ぎ、整えることとなった。この愚小の身を省みると、恐々として身を置くところもない。だが、恥辱がいまだにそそがれず、社稷に主君が不在であるため、胆を口にして氷の上に眠り、努めて諸侯の意見に従おう」。そして境内を赦免し、年号を元熙とし、劉禪を追尊して孝懷皇帝とし、漢の高祖以下、三祖五宗の神主を設けて祀った。（永興元年、元海乃為壇于南郊、僭即漢王位、下令曰、「昔我太祖高皇帝以神武応期、廓開大業。太宗孝文皇帝重以明德、升平漢道。世宗孝武皇帝拓土攘夷、地過唐日。中宗孝宣皇帝搜揚俊乂、多士盈朝。是我祖宗道邁三王、功高五帝、故卜年倍於夏商、卜世過於姬氏。而元成多僻、哀平短祚、賊臣王莽、滔天篡逆。我世祖光武皇帝誕資聖武、恢復鴻基、祀漢配天、不失旧物、俾三光晦而復明、神器幽而復顯。顯宗孝明皇帝、肅宗孝章皇帝累葉重暉、炎光再闡。自和安已後、皇綱漸頽、天步艱難、国統頻絶。黄巾海沸於九州、群閹毒流於四海、董卓因之肆其猖勃、曹操父子凶逆相尋。故孝愍委棄万国、昭烈播越岷蜀、冀否終有泰、旋軫旧京。何凶天未悔禍、後帝窘辱。自社稷淪喪、宗廟之不血食四十年于茲矣。今天誘其衷、悔禍皇漢、使司馬氏父子兄弟迭相殘滅。黎庶塗炭、靡所控告。孤今猥為群公所推、紹修三祖之業。顧茲阨閹、戰惶靡厝。但以大恥未雪、社稷無主、銜胆栖氷、勉從群議」。乃赦其境内、年号元熙、追尊劉禪為孝懷皇帝、立漢高祖以下三祖五宗神主而祭之。）

- ⇒「呼韓邪単于は語るに及ぼうか（何呼韓耶足道哉）」からとくにうかがえるように、劉淵が劉宣の提案を否定・修正していることは先行研究でも注目されている⁽²³⁾。
- 劉淵が漢の劉氏を名乗ったことにかんして、先行研究[呉洪琳 2013; 張 2014; 温 2019]は「アイデンティティの変容」と表現している。これらの研究はアイデンティティを変更した理由に考察の焦点を当てる傾向があるが、しかし自己意識を問題とするならば、分析の力点をまず置かねばならないのは「どんな自画像を描いてゆくか」[小熊 1995: 6]。
- ⇒本節では劉淵がどのような論理をここで語っているのかに分析の重点を置き、(A) 劉宣と同じ点および (B) 異なる点の二つの視角から考察を加える。

(A) 劉宣と同じ点

- ・漢との関係を兄弟あるいは舅甥関係で語り、君臣関係には触れない。
- ⇒漢代の匈奴に対する理解の枠組みは劉宣と共有されている。そもそも劉宣も、劉淵を大単于に推戴したとき、部衆に語りかけるように歴史を語っていたことからして、この認識枠組みは集団内での基本的な視座だったのであろう。

・語りの形式、とくにプロットに注目する⁽²⁴⁾。

→両者とも、輝きを失ってしまった過去の偉業を復興させる、という過去回帰の物語。

…内容の点でも、失われた土地の回復といった点に焦点があるのではなく、あくまで過去の栄光の復活のみを語る。

⇒匈奴（呼韓邪単于）であるか漢朝であるかという違いはあるものの、二人とも決起行動を「偉大な過去を復興させる」というビジョンによって意義づけていると言える。

⇒以上より、劉淵も劉宣と部分的に共通の発想を有していたと指摘できる。

(B) 劉宣とのちがい

○漢の劉氏

『晋書』劉元海載記

そもそも、漢の高祖は宗室の娘を公主とし、冒頓単于に嫁がせ、誓約して兄弟となった。ゆえに、冒頓の子孫はとうとう劉氏を名乗ったのである。（初、漢高祖以宗女為公主、以妻冒頓、約為兄弟、故其子孫遂冒姓劉氏。）

同上

私も漢氏の甥であり、兄弟の誓約を結んでいる。（吾又漢氏之甥、約為兄弟。）

『金石録』偽漢司徒劉雄碑

公は諱を雄、字を元英といい、高皇帝の子孫である。孝宣帝の玄孫が王莽の篡奪に遭遇したさい、遠く辺境へ逃れたところ、外国から推戴され、とうとう単于を名乗った。代々継承し、雲中に居住し、そのままその地を郷里とした。（公諱雄、字元英。高皇帝之胄、孝宣帝之玄孫、值王莽篡竊、遠遁辺朔、為外国所推、遂号単于。累葉相承、家雲中、因以為桑梓焉。）

→出自に関する両者（載記と「劉雄碑」）の記述について、矛盾や変化が指摘されている⁽²⁵⁾。

⇒劉宣と比べてみると、劉淵の言葉と「劉雄碑」からは共通した志向を読み取れる。劉宣の語る漢との兄弟関係は「特別に親密な関係」を表現するものであって、必ずしも通婚関係を指していたわけではなかったが、劉淵と「劉雄碑」はどちらも漢の劉氏と血がつながっていると語る。つまり匈奴が特別な存在であることを強調する戦略は、劉淵の漢王即位前後を契機に変化したと考えられる⁽²⁶⁾。

・漢の劉氏を称したのはどのような自己認識を得るためだったのか？

→ [羅 2019a; 2019b: 275–276] は屠各の出自を隠蔽するためであったとし⁽²⁷⁾、[吳洪琳 2013] は劉淵による出自改変について、民族の特性を放棄し、狭隘な民族思想から脱しようとしたものだと論評する。

⇒劉淵の論法は「自分は匈奴単于の子孫であるゆえに漢の劉氏の血も引いている」という論理になっている。つまり漢の劉氏の子孫という主張が真実であることを、匈奴単于の子孫

であることによって証明している。このロジックにおいては、匈奴単于の子孫という出自は強調されることこそあれ、隠蔽されることはありえないと思われる。

・劉淵が漢の歴史を「我」祖先の歴史として語っていることをどう考えるべきか？ 劉淵にとって漢とは何であるのか？

⇒劉淵の言葉を借りれば、漢の歴史は「兄」の歴史である。血を分かち合っているから同族ではあるが、自分たち「弟」の歴史とは別物である。したがって、自己集団（匈奴）の歴史を漢の歴史によって上書きしてしまったわけではないと考えられる。劉淵が描いているのは、「弟」として「兄」とは別個に歴史を歩んできた匈奴が、これから「兄」の事業を復興させ、その歴史に編入していくものとイメージできる。

◎劉淵が復古の対象としたのは「兄」の事業であり、それゆえ「兄」の歴史を回顧した。断絶した「兄」の事業は「弟」が復興させることになるが、この「弟」という立場には特別性・唯一性が賦与されていたと思われる。すなわち、兄を継承できるのは弟だけであり、弟であるのは自分たちだけである、と。「兄」と同一であるようにみえて決定的なところで差異の残る「弟」という立場を保持することが肝要だったのではないか。

⇒このような「アイデンティティの変容」を「漢化」とか「エスニックなものの放棄」とか呼べるだろうか。ここにみられるプロセスは「同化しつつ区別する」⁽²⁸⁾ というものだと報告者は理解する。漢の劉氏を名乗りはするが、みずからは「弟」の立場を崩さない。入り組んだ論理のように見えるが、おそらく目的はシンプルに「匈奴の特別性を際立たせるため」だと想定できる。匈奴は漢の劉氏と血がつながった「弟」であり、漢の事業を復興させられる唯一の存在なのだ、と訴えようとしたのではないだろうか。

○漢朝復興の名分

『晋書』劉元海載記

晋人は必ずしも我々に同調するとはかぎらない。漢は天下を所有した時代が長く、その恩徳は人々の心に結びついている。このため、昭烈帝は一州の地を制圧しただけで、天下に対抗できたのである。私も漢氏の甥であり、兄弟の誓約を結んでいる。兄が亡びたら弟が継ぐのは、当然のことである。ひとまずは、漢を称し、後主を追尊し、そうして人心を得るのがよいであろう。（晋人未必同我。漢有天下世長、恩徳結於人心、是以昭烈崎嶇於一州之地、而能抗衡於天下。吾又漢氏之甥、約為兄弟、兄亡弟紹、不亦可乎。且可稱漢、追尊後主、以懷人望。）

→ [蔣 1979] が指摘するように、晋人に対する姿勢は劉宣の「単于（劉淵）は積み重ねた徳行を身にそなえておられ、晋人から心服されています（単于積徳在躬、為晋人所服）」とは対極的。劉淵が晋人にも理解されやすいように名分を考案する必要があると考えるのに対

して、劉宣はそのような考慮の必要性を認めていないように見える。

…劉宣が匈奴の過去から自己集団の理想像を見出していたことも加味すると、彼が問題にしているのはあくまで自己集団の自治的なありかたの復活であって、外部集団へのアピールの必要はさほど重要ではなかったものと思われる。

⇒劉宣の姿勢をこのように特徴づけて劉淵と対比すれば、劉淵がめざしているのは外部集団の支配であると言える。彼の「上は漢の高祖のごとき事業を成すことができ、下は魏氏のごとき事績を為すことに失敗しないだろう(上可成漢高之業、下不失為魏氏)」という言葉からもそうした志向は読み取れる。

⇒このような方針の転換により、外部集団を支配するための論理が必要だと考えたのであろう。そこで掲げられたのが「漢の復興」であった。

・なぜ支配を正当化する論理に「漢の復興」が選択されたのか？

→晋人は漢の恩徳を忘れておらず、心に固く留めているから。しかし正確に言えば、これは劉淵の認識上における晋人像である。

⇒劉淵が有する漢代の匈奴観は劉宣と同様のものだと前述した。さらに前節では、劉宣のイメージの源泉になっているのは、匈奴の苦境時に漢が恩を施したという故事だったのではないかと指摘した。つまり、そもそも漢の恩徳を懐かしんでいるのは匈奴であった。それを前提としたうえで、漢の恩徳を思慕しているのは晋人も同様のはずだと考えを進めているのである。

⇒この解釈をふまえると、「漢の復興」という名分は自己集団(匈奴)と外部集団(晋人)に普遍的に有効とみなされていることがわかる。劉宣が美化しようとしていたのは「漢代の匈奴」であって「漢朝」ではなかった。劉淵は普遍者を美化することに力点を移してゆくが、これまで婁述したように、普遍者と「同族でありながら他なるもの」という特異な立場を有する匈奴はそれを復興させる資格があるとも観念されていた。「誰もが懐かしんでいる漢の時代を復興させる、そしてそれが可能なのは真に漢の劉氏の血を引いている匈奴だけである」というのが劉淵の組み立てた支配の論理であったのだろう。

『十六国春秋』前趙録(『太平御覧』卷119、劉曜、引)

〔光初二年〕六月、〔劉曜は〕長安で宗廟、社稷、南北の郊を修繕した。令を下して言った、「いったい、王者が興隆したときは、必ず始祖を祀るものである。わが皇室の祖先は夏后氏の出身で、北夷の地に住まい、代々燕朔の地を支配していた。光文帝(劉淵)は、漢は天下を所有していた時期が長く、その恩徳は人々の心に結びついているという理由で、漢の祖先の廟を建て、人心を得ようとしたのである。昭武帝(劉聡)はそれを踏襲し、けっきょく改めなかった。いま、〔漢の〕宗廟を廃し、国号を改め、さらに大単于(冒頓)を太祖にしようと考えている。そこで、〔この件について〕すみやかに議論し、奏聞せよ」。こうして太保の呼延晏らが奏上した議に言う、「いま、晋を継承する

のが適切かと存じます。〔そもそも爵号というものは、〕母子^{おやこ}で継承していくものでございます。考えますに、光文帝はもともと〔晋から〕盧奴に封建されましたが、〔盧奴は〕中山の属城です。陛下の勲功は、洛陽平定という偉業に彩られ、ついには中山王封建にゆきつきました。中山の分野は大梁（胃宿・昴宿・畢宿？）に属し、趙の地に相当します。〔国号を〕大趙に改め、〔晋の金徳を継いで〕水徳にのっとりようになさいますのが適当と考えます。劉曜はこの議を聴き入れた。こうして冒頓を天に配し、劉淵を上帝に配した。（六月、繕宗廟社稷南北郊于長安。令曰、「蓋王者之興、必禘始祖。我皇家之先、出自夏后、居于北夷、世跨燕朔。光文以漢有天下歳久、恩徳結於民庶、故立漢祖宗之廟、以懷民望。昭武因循、遂未悛革。今欲除宗廟、改国号、御（「輯補」は「復」に作る）以大単于為太祖。其速議以聞。於是太保呼延晏等議曰、「今宜承晋。母子伝号。以光文本封盧奴、中〔山〕之属城。陛下勲功懋於平洛、終於中山。中山分野属大梁、趙也。宜革称大趙、遵以水行」。曜従之。於是以冒頓配天、淵配上帝。）→劉曜のこの反応をみると、漢朝復興の名分はやはり匈奴部民にも呼びかけられたものであろう。しかし劉曜のように、戸惑いを覚える部民も少なくはなかったと考えられる。

◇本節のまとめ

- ・劉淵は漢代の匈奴観にかんして、劉宣と共有した認識をもっていた。また過去の栄光を復興させるというビジョンによって挙兵を意義づけようとする点でも劉宣と共通していた。しかしそこで劉淵が復古対象に選択したのは漢であり、劉宣の提言は退けられていた。この相違が生じたのは、劉宣が過去の匈奴の自治的なありかたの復活に重点を置いていたのに対し、劉淵は外部集団の支配をめざしていたからだと考えられる。
- ・外部集団を支配するロジックとして劉淵が考案したのは、自己集団と外部集団に普遍的な有効性をもつ「漢の復興」であった。劉淵の歴史観においては、匈奴も晋人も漢の恩徳を思慕していることになっていたのである。
- ・さらに匈奴が正当な漢の後継であることを、匈奴と漢との同族関係によって訴えた。しかし漢の劉氏を系譜に接合することで、匈奴の出自や歴史を隠蔽したり上書きしたわけではなく、「匈奴の子孫であるゆえに真正の漢の子孫である」という論法を用い、同化を進めつつも区別は残しつつけるという立ち位置を取っていた。劉淵のねらいは匈奴が特別な存在であることを強調するところであり、「誰にでも慕われている普遍者と同族関係にある我々」という論理で匈奴の唯一性を確保しようとしたのであろう。

結 論

▽なぜ匈奴が漢の劉氏を名乗り、漢王朝の復興を掲げたのか？

⇒劉淵の歴史観だと、漢王朝の時代は匈奴にとっても晋人にとっても良かった時代だったから。支配を正当化するために匈奴と晋人に普遍的な名分として漢の復興を掲げた。真正の漢の後継者であることを主張するために漢と匈奴の同族関係を持ち出したが、それは「匈奴の子孫であるゆえに漢の子孫である」というロジックになっており、匈奴こそが漢

の復興者としてふさわしいことを訴えかける仕組みになっている。

▽屠各と劉氏の問題

・羅新氏の解釈は魅力的だが、唐長孺氏の屠各解釈に全面的に依拠して立論する方法には疑問も覚える。屠各の実態がどうあれ、魏晋期における知識が『晋書』四夷伝の記述と合致していたとしたら、唐氏の説の妥当性には留保がつくのではないだろうか。魏晋期では屠各こそが匈奴単于を代々輩出する部族（種族）だったのだとする認識が一般的なのだとしたら、「あの人物は屠各だ」という言葉は何を意味するのであろうか。

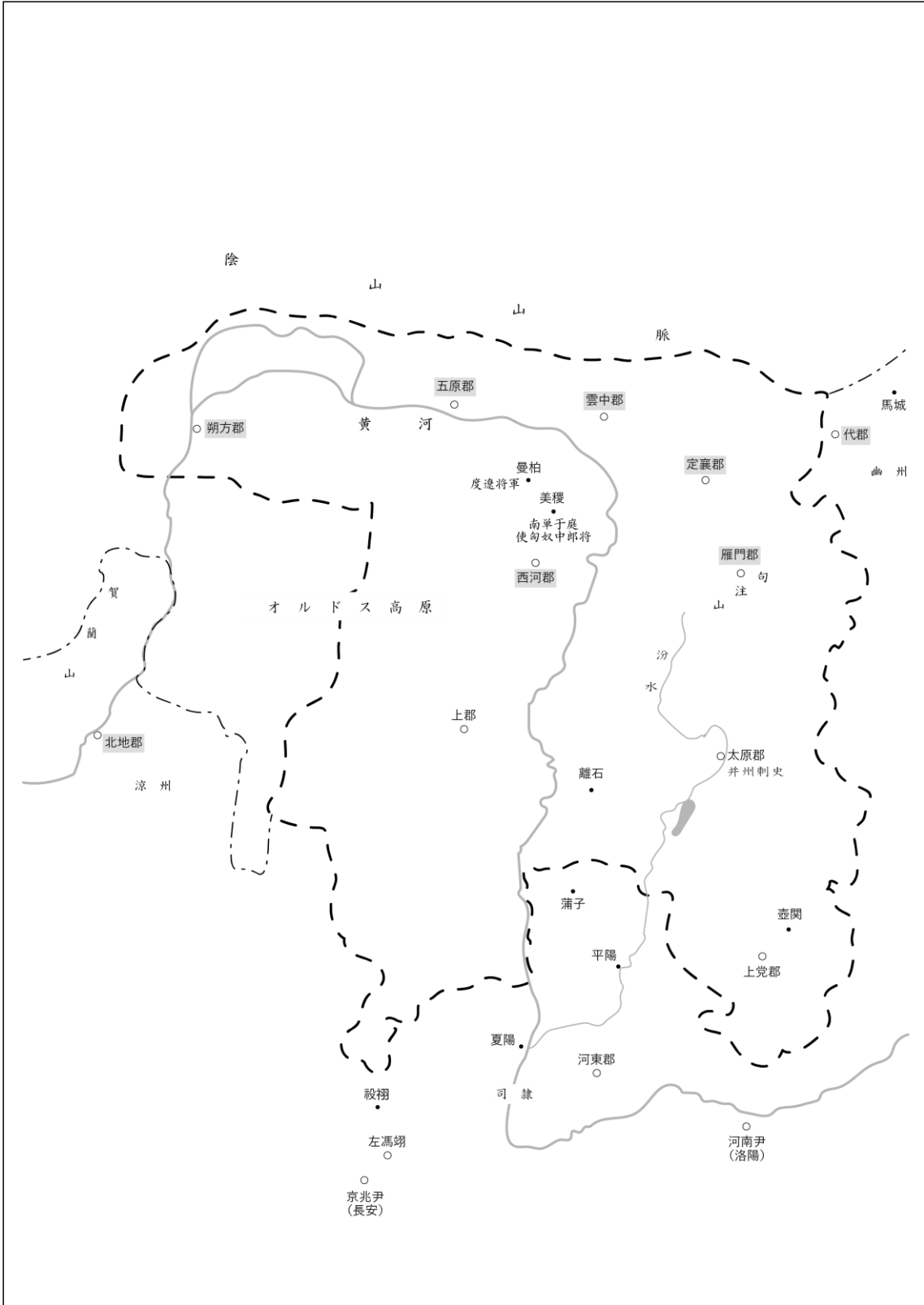
…報告者が周偉洲氏にやや傾いているのも、周氏はあくまで魏晋期の語用を問題にしているからである。なお付言すれば、於扶羅—劉豹—劉淵の系譜にかんして、「屠各＝南単于とは無関係」説は偽造とみなし、「屠各＝南単于と関係あり」説は真正とみなす傾向があるが、屠各の問題と系譜の問題は切り離して考えることも可能である。たとえば突厥第二可汗国の諸可汗は阿史那氏の傍系で、第一可汗国の王統に直接連ならなかったため、系譜を操作して第一可汗国の創業者へ接続させたという〔鈴木2008〕。つまり「系図は捏造である、ゆえに屠各は単于氏族と関係がない」との推論は必然的に真というわけではない。

▽史料の問題

・劉元海載記（『十六国春秋』前趙録）は劉曜時代の国史『漢趙記』にもとづいている可能性が高く、さらにその『漢趙記』の高祖紀は劉聡時代の公師或「高祖本紀」がベースになっているかもしれない。

→とくに『漢趙記』には劉曜の都合に合う潤色が施されている〔町田1980〕。劉元海載記でも、劉淵が漢朝復興の名分を採用する理由を述べたくだりや、「ひとまずは、漢を称し…（且可称漢……）」という発言は劉曜の考えと完全に合致しており、やや警戒を覚える部分。

⇒しかし、呼韓邪単于への独特のこだわりや、いびつな漢代の匈奴観も確認でき、これらは劉淵時代当時の観念を保存したものとみてよいと思われる。



後漢時代の并州。アミカケは南匈奴が入居した郡。譚其驥主編『中国歴史地図集』第2冊をもとに作図。

◇注

(1) 蔣福亜氏 [1979] は、同時期の流民反乱に漢を称する集団があったことに着目し、貴族などに抑圧されていた当時の漢族農民が漢朝を想起していた心理につけこみ、劉淵は漢朝復興を掲げたと論じる。周偉洲氏 [2006: 46, 53] は蔣氏の説明を採用しているほか、劉淵が漢化していたことも理由に挙げている。東木政一氏 [1971; 1972] は趙翼『廿二史劄記』巻3「王莽時起兵者皆称漢後」の指摘を援用し、劉氏の子孫や輔漢を掲げるのが、漢族の支持を集めるためのもっとも一般的な政策であったとするが、氏は蔣氏や周氏が注意を向けている西晋末の漢を称した反乱には言及していない。方詩銘氏 [1996] は「劉氏の子孫が現れて漢朝を復興させる」という讖言が晋南北朝時代に流行していたことを指摘し、その讖言は新末に由来するもので、原始道教教団によって広められたとする。そして劉淵の挙兵もこの讖言の文脈に置いて意味づけている。氏の解釈によれば、劉淵はこの讖言に応じるために劉氏へ改姓し、漢朝復興を掲げたのであり、さらにそもそもこの讖言が道教的な言説であることをふまえると、劉淵の一族は道教教団の信者で、劉淵は教団の教主であった、という。興味深い指摘も含まれているが、劉淵と道教とのつながりを示す史料的論拠はやや安直なのは否めない。以上の議論は漢朝復興の名分が漢族ないし社会全般に有効であった理由に焦点を当てて考察したものと言える。

内田吟風氏 [1967] は劉淵が漢を称することを宣言したときの言葉を「真意を表したもの」と評し、劉淵には純然たる南匈奴国家を再建する意図がなかったと解釈している。劉淵がこのような名分を採用した一因として、晋人の動向を無視しえなかったことを挙げているが、漢でなければならなかった理由までは言及していない。林幹氏 [2007: 173-174] は、元来南单于の子孫ではない屠各劉氏 ([唐 1955b] 参照) は匈奴と漢族のどちらに対しても権威があったわけではなかったため、南单于かつ劉氏の子孫を称し、権威づけを図って支持を得ようとしたとする。羅新氏 [2019a] も屠各劉氏は南单于の子孫ではなかったという解釈を前提にすえており、屠各の劉淵が匈奴の復興を掲げるわけにはいかず、また漢族やその他の非漢族すべてを包括する必要もあったため、「漢」を掲げ、漢の劉氏の子孫を称したと考察している。そしてのちに劉曜が国号を「趙」に変更したが、これは政治・社会情勢の変化により漢復興の名目に依拠する必要がなくなったからだと捉え、この国号変更を「自立」と表現している。この理解から推測するに、羅氏は漢の国号を二次的なものとみなしているのだろう。また別稿 [2019b: 274-275] では、敵対勢力が周囲を取り巻く劉淵挙兵当時の環境下では攻勢戦略を取らざるをえなかったが、そのためには戦力として晋人を取り込み、晋をモデルにした政治組織を整備する必要があったとし、そのさいに劉淵が直面したのが、政権の合法性を保証する政治文化であった五徳運行の問題だったという。晋が健在である当時に晋に取って代わるとは称せず、魏晋交替を無視するわけにはいかないので魏を継ぐとも言えず、そこで劉淵が編み出した論法が、漢と匈奴の舅甥関係にかこつけた漢の継承であり、この論法に加えて自身の出自や歴史を偽造してイデオロギーを補強したとする。陳勇氏 [1993] は晋人の支持を得るために「漢」を称し、あわせて冒頓单于の後裔を称することで屠各と匈奴を糾合しようとしたと述べている。別著 [2009] では、劉淵は漢王即位後も大单于を兼ねていたと主張し [74-75, 226, 299]、大单于号は五部匈奴、ひいては非漢族全般の支持を獲得するのに有効であったと解釈している [74-75]。氏は漢族向けの「漢」、非漢族向けの「匈奴单于」という理解を立てているらしい。

馬長寿氏 [1962: 111] と三崎良章氏 [2012: 57] は、匈奴劉氏が漢家の劉氏を称したのは中国社会で名声や影響力を得るためであったとしているが、これは挙兵以前から劉淵らは漢の劉氏の子孫を名乗っていたと理解しているのであろう。

谷川道雄氏 [1970; 1998] は漢の国号について、「一時的・便宜的」なものとし [1970: 203]、劉淵は「いづれは独自の国号を称する心算」 [1998: 45] であったと言及するに留める。谷川氏は劉淵の挙兵につい

て、それは後漢以来、内外の諸要因によって失われた匈奴の自立性を自主再建する試みであったと意義づけ、再建がめざされたのは伝統的な制度や風俗といった外形的なものではなく、自由な身分の民衆が支配階級を支え、支配階級が民衆の自由身分を保障するという匈奴の世界の存立原理であったという。だがこうした原理にしても、血縁関係を紐帯とする伝統的な意味でのその復興が志向されたのではなく、胡漢が共存する新しい社会にふさわしいかたちでの復活が企図された。それはより深い精神的な結びつきによって実現される公共性であり、まさしく劉淵はこのような人格をそなえた「この時代に普遍的な豪族のすがた」[1998: 40 強調は原文]をもち、かくして単于は新たな社会の指導者として復活する。このような考察を経た谷川氏は、劉淵の挙兵によって「漢的世界帝国はその内側から否定されていく」[1970: 203]と述べる。これはたんに地理的なことを述べたのではなく、漢の異民族が漢の後継者を標榜するというイデオロギーのイロニー的形態、または谷川氏の表現により即して言えば、ポスト漢の中国社会で公共性を体現し、その政治を実現したのが、漢的社会では異民族に位置する人物であったという事態を、「内側からの否定」と評したのであろう。片桐功氏[1988]は谷川氏の劉淵像に反対し、劉淵がもついていたのは匈奴的理念であって、そもそも匈奴的理念それ自体に胡漢を包摂する普遍性がそなわっていたと論じている。片桐氏には漢の国号について特段の言及がない。このような谷川・片桐両氏の理解から考えるに、おそらく両氏は漢という国号を外形的なもの、建前上のものにすぎないとみなし、劉淵ひいては匈奴(屠各)の企図の本質を把握するにあたってはさしあたり考慮に値しないと考えているように思われる。¹

(2) 呉洪琳氏[2013]は、中国文化に精通していた劉淵は漢族の支持が必須であることを理解していたため、祖先にかんするアイデンティティを改変したとする。張軍氏[2014]は、十六国諸政権は正当性を得るために集団的アイデンティティを変容させたと論じているが、匈奴劉氏の場合、漢の後継者としての正当性を得るために祖先の系譜に劉氏を接合したとしている。温拓氏[2019]も祖先の歴史を再構築して政権の正当性を確保しようとしたのだとし、後世の北族諸政権のモデルになったと評価している。¹

(3) [王明珂 2020]、とくに自身の辺縁研究をみずから総括した代序、2013年版の序言、辺縁研究の理論的基礎を整理した第一章、第二章、第三章を参照。なお報告者は、集団形成時における歴史の利用という議論にかんしては小熊英二氏[1995]とアントニー・スミス氏[1999; 2007; 2018]のナショナリズム研究を多く参照した。¹

(4) この点にかんして踏み込んだ理解を示しているのが杉山正明氏[2011: 218ff.]である。劉氏には「王権のイメージがまとわりついて」[220]おり、草原と中華の二つの王統を継ぐ劉淵には、傑出した神聖性がそなわっていたという。ただし、概説書という性格もあって、具体的な史料は挙げられていない。¹

(5) 『十六国春秋』前趙録(『太平御覧』巻119、前趙劉淵、引)は「右賢」に作る。引用文後文で劉淵を「左賢王」と言っていることから、「右賢王」が正しい可能性があり、現に『晋書』も『十六国春秋』が正しいと注記しているが、しかし『十六国春秋』は劉淵のことも「右賢」に作っている。何が正しいのか判断できないため、原文のまま訳出した。¹

(6) 原文は「自諸王侯、降同編戸」で、谷川道雄氏[1998: 31]は「諸王侯より〔以下〕降って編戸に同じ」(〔 〕は谷川氏原注)と読み、匈奴貴族の没落を意味していると解釈している。中国の研究も多く同様に読んでいる[唐 1955a: 143; 馬 1962: 86; 蔣 1979: 86; 林幹 2007: 175; 周偉州 2006: 14]。内田吟風氏[1975: 278]は判然としないが、単于の地位が降したと解しているようである。文章の構成上、内田氏のように読む余地は十分にあると考えるが、魏晋王朝は南単于に高い礼遇を与えていたことを考慮すると、そのような読みは妥当ではないのかもしれない。ここでは多くの研究者に従って訳出した。¹

(7) 原文の「奴隸」の語について、唐長孺氏[1955a: 143-144]と内田吟風氏[1975: 296]はこの語を匈奴部民が田客や奴婢に没落していた状態とおそらく解釈し、晋朝が匈奴を客や奴婢の身分となして支配したと読んでいるようである。林幹氏[2007: 175]も同様。谷川道雄氏[1998: 31-35]は、現実的に没落する

匈奴部民が多数であったとしても、晋朝が主体となってそのような身分にしていたわけではないと指摘して唐・内田両氏の読みを反対し、「奴隷のごとく」と比喩の意味で読むことを提案している。そしてこの語は、晋朝が匈奴の固有生活を解体し、自立性を奪い取ったことを意味すると解釈している。谷川氏の説が全面的に妥当であるかは判断できないが、「賤民のように扱っている」というニュアンスをもっている語だと思われるため、谷川氏同様に比喩の意味で訳出した。¹

(8) この時期の漢と匈奴のあいだに結ばれた「和親」とは、「漢与匈奴約為昆弟、無侵害边境、所以輸遺匈奴甚厚」(『漢書』卷94上、匈奴伝上、文帝三年の詔)とあるように、端的には漢の金品贈与を条件とする相互不可侵の停戦条約に類し、両者の境界を長城に定めるものであった。「河南」(オルドス)は相互不可侵の緩衝地帯であったと指摘されている[手塚1938:113-116]。いっぽう、兄弟の約については、敵国関係すなわち対等関係を意味し、君臣の秩序が適用しえない相手国と友好を維持するために持ち出された擬制関係だと考えられている[谷1996:31-32; 金子2019:328-329]。なお[Barfield1981:52-53; 谷1996]は、兄弟関係は通婚によって結ばれるとみなしているようだが、兄弟の約が婚姻を不可欠としていたとは考えづらく(後注を参照)、さしあたりは切り離して考えるのがよいと思われる。

従来の研究では、兄弟の約が和親に対してどのような関係を有しているのかはあまり議論されてこなかった。漢と匈奴の和親を詳しく考察した佐々木満実氏[2010:100-102]によれば、和親は匹敵の国同士で結ばれるのを建前とするもので、現実的には対等関係になくとも、相手国を対等国と扱うものであるという。また和親は和蕃公主の降嫁、兄弟の約、互市、金品贈与などを通じて構築・維持される平和状態だと言ひ、公主降嫁などの行為よりも高次の概念だと論じている。つまり氏によれば、兄弟の約と和親は同義の概念ではない。佐々木氏の解釈には首肯しうる点が多いが、しかし和親が対等関係を包含しているのならば、さらに兄弟の約を結ぶ意味はあるのだろうか。和親の例のなかには君臣関係を伴うケースがみられ(天鳳二年の王莽と匈奴、永元元年以降の後漢と北匈奴、漢武帝と南越)、また王莽期の記述のなかに「今单于新和、宜因是罷兵」(『漢書』卷99中、王莽伝中、天鳳元年)、「匈奴不可攻、当与和親」(『漢書』卷99下、王莽伝下、地皇二年)とあるのをみると、和親はたんに両者合意にもとづく停戦と平和状態を意味するのみで、対等関係か君臣関係かは、佐々木氏が指摘する現実勢力に応じた変数のうちに含まれるのではないだろうか。ようするに、和親は必ずしも兄弟の約を伴うものではなかったと思われる。高祖から武帝初めまでの時期にかんして言えば、高祖が採用した劉敬の和親案は後世、「故約」と称されており、この時期の和親にはつねに兄弟の約が含まれていたと考えられる。

兄弟の約、公主降嫁、金品贈与を含むこの時期の和親は、匈奴側の軍事的優越のもとに結ばれたものであった。そのため、この和親は漢に不利な条件で、兄弟関係の締結は不名誉であったと理解されることが多い。しかし、匈奴との公主降嫁や兄弟の約を屈辱視するような史料はないとの指摘があり[池田2002:315-317]、現に漢は烏孫に対して主体的に公主を降嫁して兄弟の約を結んでいるため、公主降嫁や兄弟の約が一概に問題視されていたわけではなかったのかもしれない。さらに、金品贈与は負担になっていなかったとも指摘されている[手塚1938:102-103; 池田2002:315-316]。もっとも、『漢書』卷48、賈誼伝に引く賈誼の上疏に「今匈奴嫚侮侵掠、至不敬也、為天下患、至亡已也。而漢歲致金絮采繒以奉之。夷狄微令、是主上之操也。天子共貢、是臣下之礼也」とあるように、匈奴との和親関係が事実上の君臣関係に変質してしまっていることに対し、漢が不満を抱いていたのも確かだと思われる。公主降嫁や兄弟の約など個々の条件そのものには屈辱感をもっていなかったとしても、こうした現実的關係のもとにそうした条件が遂行されることには不快を感じていたのであろう。ただし、こうした面子にかかわる点以上に漢が問題視していたと思われるのは、和親の信頼性である。武帝の建元六年のこととして、「匈奴来請和親、天子下議。大行王恢、……議曰、『漢与匈奴和親、率不過数歳即復倍約。不如勿許、興兵擊之』」(『史記』卷108、韓長孺列伝)とあり、同じく武帝の元光二年の詔に「朕飾子女以配单于、金幣文繡賂之甚厚、单于

得命加媼、侵盜亡已。辺境被害、朕甚閔之。今欲挙兵攻、何如」(『漢書』卷6、武帝紀)とあるが、武帝らが建前上で問題にしているのは、和親の内容そのものよりも、和親にまったく実効性がないことである。中華思想的な観点から漢の不満を説明することがすべて誤っているわけではないが、漢が第一に問題視していたのは和親の信頼性であったことにまず注意を払うべきだと思われる。¹

(9) 武帝の元狩四年、漢軍の外征により匈奴がゴビ以北へ退いて以後は、漢軍が遠征軍を派遣することは少なくなり、匈奴も北辺侵入の頻度が減少したとされる(『漢書』匈奴伝上)。しかし漢と匈奴の対立が消滅したわけではなく、西域諸国に対する覇権をめぐる双方の対立関係はつづいていた。こうしたなかで匈奴は和親をしばしば求めている。それに対する漢側の反応は明記されていないものの、佐々木満実氏[2010]によれば、武帝期は和親を拒絶して臣従を要求し[84]、昭帝期は蘇武伝(本文所掲)が記す和親を結んだという[88-89]。また池田雄一氏[2002: 305-306]は、漢は対等関係の和親をめざしていなかったのに対し、匈奴は対等主義あるいは匈奴至上主義で、漢に軍事的に優越していた時代の和親を志向していたと述べている。

武帝が匈奴に臣従を要求していたことについては、「〔元鼎六年、〕天子近辺、親至朔方、……使郭吉風告单于。……单于見吉、吉日、『……今单于即能前与漢戦、天子自将兵待辺。即不能、亟南面而臣於漢。何但遠走、亡匿於幕北寒苦無水草之地為』。語卒、单于大怒、……而单于終不肯為寇於漢辺、休養士馬、習射獵、数使使好辞甘言求和親」(『漢書』匈奴伝上)という記事でも確認できるいっぽう、「〔太初四年、〕漢既誅大宛、威震外国、天子意欲遂困胡……。〔天漢元年、〕且鞮侯单于初立、恐漢襲之、尽歸漢使之不降者路充国等於漢」(『漢書』匈奴伝上)、「武帝嘉其義、乃遣〔蘇〕武以中郎将持節送匈奴使留在漢者、因厚賂单于、答其善意」(『漢書』蘇建伝附武伝)とあり、対立関係の解消を歓迎していたかのようなふしもうかがえる。

匈奴の態度にしても、前引のように国内の消耗や西域での不利な情勢が影響しての軟化姿勢を見せることもあれば、「弑師降。……其明年、单于遣使遺漢書云、『南有大漢、北有強胡。……今欲与漢闘大闘、取漢女為妻、歳給遺我麩酒万石、稷米五千斛、雜繒万匹、它如故約、則辺不相盜矣』」(『漢書』匈奴伝上)とあるように、優勢を得られれば強気に「故約」の和親を要求している。

総合して解釈すると、匈奴の要望する和親は情勢に応じて軟化的なもの「故約」のものとの二つのタイプがあり、漢は臣従要求の姿勢を保持しつつも、前者の和親は応答し、後者の「故約」の和親は拒絶したものである。匈奴による軟化的な和親には「故約」が付随していなかったであろうから、兄弟の約もおそらく含まれず、兄弟とも君臣とも関係を定めない内容での和親だったのではないだろうか。武帝の元封四年ころ、漢の使者に対して烏維单于が「吾欲入漢見天子、面相結為兄弟」とうそぶいたところ、漢は单于のために長安に邸宅を建てたというが(『漢書』匈奴伝上)、このころの漢朝は「以匈奴弱、可遂臣服」(『漢書』卷6、武帝紀、元封四年)という認識であったため、兄弟の約を結ぶことに積極的だったとは考えにくく、单于の入朝希望に対して歓迎の意向を示していたのであろう。

昭帝期の和親に兄弟の約が付随したか否かは不明で、佐々木氏も詳しい言及はしていない。『漢書』卷7、昭帝紀、賛日にも「至始元・元鳳之間、匈奴和親、百姓充実」とあるが、『漢書』匈奴伝上によると、昭帝期にはしばしば匈奴の侵入があったようなので、和親は侵入に関連して結ばれたものなのかもしれない。武帝期に漢が「故約」にもとづく和親を拒絶していたことや、匈奴が前漢初めに比するほどの軍事的優勢を得ていたとは思えないことなどを考慮すると、昭帝期の和親が「故約」そのままの和親であったとは考えにくい。¹

(10) 前漢の呼韓邪单于入朝時の漢側の礼遇については議論が分かれており、臣としてではなく客として待遇したとの解釈もある。堀敏一氏[2006: 27-35]は先行研究を整理したうえで、呼韓邪单于が漢に従属的な地位にあったのは確実だと結論を下している。氏の見解に賛同する。¹

(11) この時期について、『漢書』匈奴伝下に引く建平四年の揚雄の上書に「匈奴震怖、益求和親、然而未肯称臣也」とある。前注で考察したように、この時期の匈奴が要望する和親には「故約」にもとづくものと、軟化姿勢のものとの二つのタイプが存在した。¹

(12) 「東海王越以晞復其讐恥、甚德之、引升堂、結為兄弟」(『晋書』卷 61、苟晞伝)、「匹磾見之、甚相崇重、与琨結婚、約為兄弟」(『晋書』卷 62、劉琨伝)、「勒質末杯、遣使求和於疾陸眷。疾陸眷將許之、文鳶諫曰、『受命討勒、寧以末杯一人、故縱成擒之寇。既失浚意、且有後憂、必不可許』。疾陸眷不聽、以鎧馬二百五十四、金銀各一籠贖末杯。勒歸之、又厚以金宝綵絹報疾陸眷。疾陸眷令文鳶与石季龍同盟、約為兄弟、遂引騎還」(『晋書』卷 63、段匹磾伝)、「如懼石勒之攻己也、乃厚賄於勒、結為兄弟、勒亦假其強而納之」(『晋書』卷 100、王如伝)、「先是、琨与代王猗盧結為兄弟、乃告敗於猗盧、且乞師」(『晋書』卷 102、劉琨載記)、「石勒自称趙王、遣使乞和、請為兄弟。帝斬其使以絶之」(『魏書』卷 1、序紀、平文帝三年)。漢と匈奴との兄弟の約は婚姻を通して結ばれたとの理解もあるが [Barfield 1981: 52-53; 谷 1996]、以上の西晋末の事例で姻戚関係を結んでいるのは劉琨と段匹磾のみであるため、兄弟関係の締結に婚姻関係が不可欠であったとは思えず、兄弟の誓約は婚姻とは別の次元での関係構築であったと思われる。¹

(13) 史料から確認できるこの時期の和親は次のとおり。建武二十七年(『後漢書』帝紀 1 下、光武帝紀下、建武二十七年、同、南匈奴伝)、同二十八年(『後漢書』光武帝紀下、建武二十八年、同、南匈奴伝)、同三十一年(『後漢書』南匈奴伝)、永平七年(『後漢書』帝紀 2、明帝紀、永平七年、同、列伝 26、鄭興伝附衆伝、同、南匈奴伝)、元和元年? (『後漢書』列伝 35、袁安伝、同、列伝 40 下、班彪伝下附固伝、同、南匈奴伝)、章和二年(『後漢書』列伝 31、宋均伝附意伝)。元和元年の和親について補足すると、南匈奴伝ほかに引用されている元和二年の武威太守・孟雲の上言に「北虜以前既和親」(南匈奴伝)とあり、元和二年以前に和親を結んでいたようだが、これに関連すると思われるのが、元和元年に北匈奴が孟雲を通じて「合市」を要望したという南匈奴伝の記事である。後漢はこれを承認して入塞した北匈奴の諸王を歓迎している。元和二年に孟雲が言っている和親とはこの合市要望を指していると思われる。

北匈奴は和親をあまり破らなかつたらしく、永元元年の対北匈奴遠征のさい、袁安らは上書して「匈奴不犯辺塞、而無故勞師遠涉、損費国用、徼功万里、非社稷之計」と諫めている(『後漢書』袁安伝)。『後漢書』南匈奴伝に北匈奴の侵入があまり記録されていないのはこうした事情によるのかもしれない。¹

(14) 史料から確認できるこの時期の和親は次のとおり(なお「和親」の語に限らず、「款塞」などの和平交渉を広く含んで検索した)。永元元年(『後漢書』帝紀 4、和帝紀、永元元年六月、同、列伝 13、竇融伝附憲伝)、同二年(『後漢書』和帝紀、永元二年九月、同、竇融伝附憲伝、同、班彪伝下附固伝)、同四年(『後漢書』和帝紀、永元四年正月、同、列伝 9、耿弇伝夔伝、同、南匈奴伝)、同十六年(『後漢書』和帝紀、永元十六年十一月、同、南匈奴伝)、元興元年(『後漢書』帝紀 4、殤帝紀、元興元年十二月、同、南匈奴伝)。¹

(15) 漢の宣帝については、王莽即位まもなくのころの匈奴単于の言葉に「先単于受漢宣帝恩、不可負也。今天子非宣帝子孫、何以得立」(『漢書』匈奴伝下)とあり、宣帝は匈奴史のなかで特殊な位置を占めていたと思しい。¹

(16) 後漢が南匈奴に多額の経済援助を供出していた史料としてしばしば挙げられるのが『後漢書』袁安伝の次の記事である。「〔永元三年、〕北単于為耿夔所破、遁走烏孫、塞北地空、余部不知所屬。憲日矜己功、欲結恩北虜、乃上立降者左鹿蠡王阿佟為北単于、置中郎將領護、如南単于故事。事下公卿議。……安懼憲計遂行、乃独上封事曰、『……漢故事、供給南単于費直歲一億九十余万、西域歲七千四百八十万。今北庭弥遠、其費過倍、是乃空尽天下、而非建策之要也』。ここで言及されている南単于への「供給」は一見すると南匈奴への経済支援のごとくである。しかしそもそも袁安が反対しているのは、竇憲が北匈奴の単于を新たに擁立し、さらに使匈奴中郎將に倣い、北単于護衛の軍隊を北単于庭に駐屯させるという計画

に対してである。南単于への「供給」ですら大きな額を費やすのに、まして南単于庭よりも遠い北単于庭ならばなおさらだ、というのが袁安の論旨なのだから、袁安が言及している費用とは南単于防衛に関わる漢軍の費用を指しているのではないだろうか。¹

(17)『後漢書』南匈奴伝に「単于歳尽輒遣奉奏、送侍子入朝、中郎将從事一人将領詣闕。漢遣謁者送前侍子還単于庭、交会道路。元正朝賀、拜祠陵廟畢、漢乃遣単于使、令謁者将送、賜綵繒千匹、錦四端、金十斤、太官御食醬及橙、橘、龍眼、荔支。賜単于母及諸閼氏、単于子及左右賢王、左右谷蠡王、骨都侯有功善者、繒綵合万四。歳以為常」とあり、後漢が毎年正月に金品を賜与するのが慣例になっていたという。いっぽう、『続漢書』志 28、百官志五、使匈奴中郎将の劉昭注に引く「応劭漢官」に「単于歳遣侍子来朝、謁者常送迎焉、得駱弓馬氈罽他物百余万。謁者事訖、還具表付帑藏、詔書勅自受」とあり、歳末に新たな侍子を朝廷へ送るとき、馬やフェルト製品などを貢納していたという。つまり後漢の歳賜は南匈奴の貢献に対する回賜であった可能性が高いと考えられる。唐では内附した北方遊牧民に羊の貢納を課す賦役令が国初に定められていたという [石見 1998; 2009]。

あわせて南匈奴の生業についてもまとめておきたい。上引の貢献品からうかがえるように、南匈奴は草原時代と変わらず遊牧生活を営んでいたと考えられる。南匈奴が遊牧生活であったことは諸書でも論及されている事柄でもあるため、ここでは贅言しないが、ひとつだけ付け加えておく。『後漢書』南匈奴伝には「於是復詔単于徙居西河美稷、因使中郎将段郴及副校尉王郁留西河擁護之、為設官府・從事・掾史。令西河長史歳将騎二千、弛刑五百人、助中郎将衛護単于、冬屯夏罷」とあるが、王明珂氏 [2018: 165] はこの文を、冬は護衛の増強が必要だったが夏は必要なかった、すなわち人も家畜も弱る冬を無事に越すために防護を求め、逆に人も家畜も壮健になり、移動が多くなる夏場は防護を必要としなかった、という意味で解釈している。首肯できる解釈だが、より踏み込んで言えば、南単于庭とは南単于の冬営地を言うのではないだろうか。越冬はつねに南単于庭でなされるが、冬以降は各地を転々と移動する生活を送っていたと解釈できるように思われる。実際、王明珂氏も別の箇所では、草原時代の単于庭を単于の冬営地と解釈しており [同前: 163]、王氏も明言していないだけで南単于庭をやはり冬営地と考えているのかもしれない。いずれにせよ、「冬屯夏罷」は遊牧の生活サイクルをうかがわせる記述である。匈奴の牧畜については、おもに草原時代についての論述だが、[王明珂 2018: 147-169] が詳しい。また現代のモンゴルにかんする著述ではあるが、[尾崎 2003; 小長谷 2007; 堀田 2018] も参照。

そのほか、永初三年に単于檀が反乱し、翌年に降ったとき、「還所鈔漢民男女及羌所略転売入匈奴中者合万余人」(『後漢書』南匈奴伝)とあり、日常的に周辺諸族と交易していたとみられることが指摘できるが、これ以外の経済活動は詳らかにしえない(なおこの史料にみえる匈奴に掠奪された男女とは、この反乱時に掠奪された人々だと考えられる)。中国領内からは南匈奴の墓と判定されている漢代墓が発見されており、そこから農具が出土しているらしく、農耕化を示しているとも言われている [杜 2007: 76-77]。江上波夫氏 [1999] は文献史料を根拠に、南匈奴は穀物を主要食物とするようになったと論じ、それを「南匈奴は遊牧生活を捨て、従って彼らはほとんど穀食の民となり」[197]、「〔北辺に〕土着して農耕生活に入る傾向」[30] もみられるようになったと述べている。のちの事例になるが、唐の羈縻支配下に入った突厥遺民も陰山地帯で農耕に従事していた可能性が指摘されている [林俊雄 1985: 117-122]。南匈奴が遊牧生活をやめていく傾向にあったとは考えにくい、農耕を生産活動の一部に取り入れていった可能性は十分に考えられる。

一般的に、遊牧民は牧畜以外にも多様な経済活動に従事する [Salzman 1971; 1972; 2002; 王明珂 2018: 61-68]。王明珂氏 [2018: 169-186] は草原時代の匈奴の補助生業として、農業、狩猟採集、掠奪、交易を挙げている。このうち狩猟にかんしては、考古学的な証拠が少なく、生計としてよりも娯楽として営まれていたとみなされているらしい [Houle and Broderick 2011: 146]。農業については [Di Cosmo 1994; Honeychurch

and Amartuvshin 2007; 林俊雄 2017: 303–315]、交易については[松田 1986]を参照。掠奪は多くの論者が言及しているが、ここでは Salzman 氏が記述しているイラン南東バローチスターンの遊牧民の事例を取りあげておきたい。該地の遊牧民はかつて、秋になると資源を求めて農村やキャラバンへの掠奪をおこなっていたが、20世紀はじめにイラン政府の統治下に入ってから以後、掠奪はイラン軍によって抑止されるようになったので、代わって出稼ぎ労働をおこなうようになったのだという[Salzman 1971: 187; 1972: 66]。掠奪を禁じられた遊牧民という点では南匈奴はじめ入塞北族の類例になるかもしれない。

これまで生業形態について婁述してきたが、補助的な生業を遊牧生活全体のなかでどのように位置づけるかは、そもそも遊牧生活は安定した自給自足生活であったのかという論点に関わってくる問題である。たとえばモンゴル草原の遊牧民の場合、遊牧民が中国との交易と中国に対する掠奪に努めるのは、遊牧のみでは生計が安定せず、外部（中国）の資源に依存せざるをえないからだとの理解が現在でも広く採られている。Di Cosmo 氏[1994: 1092–1094]の学説整理によれば、このような説明理論は人類学的知見を取り入れて発展した側面があるという。この理論がすべて誤っているとは思わないが、近年はこれをみなおそうとする匈奴考古学研究者もいる。そうした研究者は Salzman 氏のような視点に倣い、匈奴の遊牧は多様な生業を多様なしかたで組み合わせてひとつのサイクルをなしていたという遊牧観に立って考察を進めている[Honeychurch and Amartuvshin 2007; Makarewicz 2011]。こうした遊牧観からすれば、ひとつの生業のみを挙げてその不足を強調したり、ひとつの補助資源だけに注目したりするのは、遊牧民の捉え方としてややズレているということになる。どちらの遊牧観に立つにせよ、南匈奴ひいては入塞北族の経済活動にかんしても、こうした遊牧生活そのものの理解をふまえたうえで考察する必要があると思われる。¹

(18) [劉 2019]。匈奴五部の配置は東魏北齊時期に僑置された六州の配置とほぼ重なること、六州は軍事的配慮のもと配置されていたこと、五部も六州も北方塞外から中原へ向かう南北の二つの幹線ルート上に沿っていること、五部は左部を東、右部を西、北部を前、南部を後とする特異な配列を取っていること、以上より五部は対西および対北を想定した軍事的配置であると劉氏は結論する。さらにこのような五部配置政策について、曹操は光武帝が西北八郡に南匈奴を配列して保塞させた故事に倣って并州に南匈奴を配列させ、辺境防衛に当たらせてのだと論じている。従来、匈奴を弱体化させる政策だと理解されてきた五部創設を、軍事編成政策だと捉えたところに氏の解釈の特色がある。また氏は、五部体制下においても南单于庭は離石に置かれていたとの理解も示している。林幹氏[2007: 114]も单于庭は健在であったとするが、離石ではなく平陽に置かれていたとする。『北史』巻42、常爽伝附景伝に「昔咸寧中、南单于来朝、晋世処之王公・特進之下」とあり、西晋時代に南单于が「来朝」していることから、南单于是呼厨泉入朝以降も京師に拘留されていたわけではなく、五部匈奴内のある場所、すなわち单于庭で過ごしていたのかもしれない。そうであるならば、その場所は離石と考えるのが妥当だろう。

ところで、町田隆吉氏の研究[1979]は五部政策を曹操が実行したとする史書の記述に疑念を呈したもののとして、日本語圏では広く知られている論考である。町田氏が疑義を向けているのは、五部政策の記述が成立年代の遅い『十六国春秋』前趙録とそれを継承する魏収『魏書』、唐修『晋書』にしかみえず、陳寿『三国志』や范曄『後漢書』には言及がない点である。さらに曹魏嘉平年間の鄧艾の「離国」献策(『三国志』魏書28、鄧艾伝)と、西晋元康年間の江統「徙戎論」(『晋書』巻56、江統伝)で曹操の五部政策に触れられていないことも問題視し、「徙戎論」で曹操が匈奴の「散居六郡」を許可したとあることから、曹操は五部分割を実行しておらず、たんに并州内での居住を許したのみだと結論する。鄧艾の「離国」政策を契機に匈奴の分割がはじまり、そして「咸熙之際、以一部太強、分為三率、泰始之初、又増為四」と「徙戎論」が述べるごとく、魏晋にかけて漸次に五部分割が進められたとする。このような歴史の捏造が生じた原因を『十六国春秋』前趙録の史料源となった前趙の自国史『漢趙記』に求め、『漢趙記』が五部分割を曹操による政策だと創作し、その創作が唐修『晋書』にまで継承されたと推測している。

じつのところ、劉兵氏と町田氏の見解は完全に対立しているわけではない。曹操による対匈奴政策を匈奴の弱体化を企図した分離政策だと考えない点では両氏とも共通しているのである。ただ『晋書』劉元海載記などにみえる五部の設置を曹操による政策とみるか否かではやはり両氏の見解は異なることになる。

町田氏は前述のとおり、鄧艾伝と「徙戎論」の記述をふまえて段階的に分割が進められたと主張する。つまり、それらの史料は曹操が五部政策を実施したとする記述とは矛盾する、ということである。ならば劉兵氏は鄧艾伝と「徙戎論」をどう読んでいるかという点、明確な言及はないものの、周偉洲氏〔2006: 10, 13〕と同様の史料解釈を採っているようである〔劉 2019: 126 注 4〕。それは鄧艾伝の「劉豹并為一部」を「劉豹が曹操以来の五部をひとつに統合した」と読む解釈で、この劉豹の動きを契機にふたたび分割が進められ、最終的に五部にいたったとする理解である。つまり劉兵氏は、曹操創設の五部は劉豹によって併合されたと考えることで、鄧艾伝および「徙戎論」と整合性をもたせようとしているものと思われる。

結論から言うと、報告者は五部政策にかんしては劉兵氏の説に同意する。しかし鄧艾伝や「徙戎論」の解釈は賛同できない。そこで以下、それらの史料の解釈について、私見を述べておきたい。

上述の史料解釈で疑問を覚えるのは、五部の「部」、あるいは「部」全般の把握の仕方である。第一に、「部」は人為的に区画された領域を指すのに用いられる。たとえば漢代の部都尉は東・西・南・北・中の五つの「部」を冠するのが基本だが、この「部」は部都尉設置の必要がある「一定の区域」を指す〔金 2018: 250〕。遊牧集団においても、冒頓単于が取った左・中・右の三分割体制は後世にも引き継がれた体制だが〔杉山 2011: 172-175〕、南匈奴は「左部」と「右部」が史書に記録されているし、鮮卑の檀石槐は集団を東部・中部・西部に分けたと記されており、三分割された各領域を指すのにやはり「部」が用いられている。たほう、「文帝初、……自高柳以東、濊貊以西、鮮卑数十部、比能・弥加・素利割地統御、各有分界」(『三国志』魏書 26、田子伝)とあるように、部落や部族のような集団を数える単位としても「部」は使用される〔杉山 2011: 238-239〕。この二つの語用はすべての場合において厳密に区別されるべきではないかもしれないが、「〔軻比能〕与東部鮮卑大人素利及步度根三部争鬪、更相攻撃」(『三国志』魏書 30、鮮卑伝)のように、二つの「部」が同時に使用されるケースも見出せる。領域的な意味の「部」のもとに集団的な意味の「部」が複数散居している、と想像できよう。

では「五部」の「部」をどのように読むのがよいだろうか。ひとつの「部」(領域)にひとつの「部」(集団)、と二つの意味が結合していると考えるのは、おそらくあまり適当ではない。『晋書』四夷伝、北狄匈奴の条の「部立其中貴者為帥」という記述からは、五部のなかに複数の「部」が存在しているさまがうかがえる。この理解をふまえてまず鄧艾伝の「劉豹并為一部」を検討すると、以下の諸例を解釈の参考に挙げられよう。冒頓単于が周辺諸族を併合したことを表現した「并為一家」(『史記』匈奴列伝)、南単于の屯屠何が北匈奴征伐を願い出た上言のなかの一節「并為一国」(『後漢書』南匈奴伝)、鮮卑の集合を警戒する曹魏時代の言説「帝省〔畢軌〕表曰、『步度根以為比能所誘、有自疑心。今軌出軍、適使二部驚合為一、何所威鎮乎?』」(『三国志』魏書 3、明帝紀、青龍三年)、「〔田〕予以戎狄為一、非中国之利、乃先構離之、使自為讐敵、互相攻伐」(『三国志』田子伝)。これらを参考にすると、「并為一部」とは「周辺の部落や部族を併合してひとつの『部』すなわち集団にまとめあげた」という意味だと考えられる。その糾合の範囲は匈奴全域に及んだ可能性もあるが、ひとまずここでは措く。鄧艾はこうした事態を受けて「聞劉豹部有叛胡、可因叛割為二国、以分其勢」と、おそらく別の者に劉豹と同等の官爵を授けることによって、劉豹の「部」を二分割するよう勧めたのである。次に「徙戎論」の「咸熙之際、以一部太強、分為三率、泰始之初、又增為四」も、意味するところは劉豹の例と同様だと思われる。ひとつの集団(「部」)が強勢なので三つの「率」、つまりひとつの集団がひとつの軍団としても動員可能な三つのまとまりに分割し、さらに西晋でそれを四つとした、ということであろう。ようするに、これらの史料が述べているのは五部体制の変遷ではなく、五部体制下における部落や部族の集合・分割の歴史であると考えられる。

報告者は以上のように鄧艾伝と「徙戎論」を解釈し、五部政策の実施者を曹操とする史書の記述と、鄧艾伝および「徙戎論」の記述は矛盾しないと考える。¹

(19) 魏晉が五部匈奴を兵士として動員した事例は編纂史料から明確に確認できないが、山西省定襄県の居士山摩崖碑を最新技術で解析した〔忻州市文物管理处ほか 2017〕によれば、この碑は泰始八年に胡奮が劉猛の反乱を平定したのを記念した内容で、軍の構成を記したとみられる一節に「匈奴四帥」とあるという。現在のところ、これがもっとも明瞭な例である〔劉 2019〕はこの碑は咸寧二年の「并州虜犯塞」のときのものと主張し、その考察はすでに別稿にまとめたと言っているが、その別稿の書誌情報は不明)。〔忻州市文物管理处ほか 2017〕は峰雪幸人氏からご教示を受けた。¹

(20) そもそも後漢が南匈奴の入塞を受け入れたのは、『後漢書』列伝 9、耿弇伝附国伝に「及匈奴莫鞬日逐王比自立為呼韓邪单于、款塞称藩、願扞禦北虜。事下公卿。議者皆以為天下初定、中国空虚、夷狄情偽難知、不可許。国独曰、『臣以為宜如孝宣故事受之、令東扞鮮卑、北拒匈奴、率厲四夷、完復辺郡、使塞下無晏開之警、万世安寧之策也』。帝從其議、遂立比為南单于」とあり、『後漢書』袁安伝に載せる永元三年の袁安らの上奏に「光武招懷南虜、非謂可永安内地、正以權時之筭、可得扞禦北狄故也」とあるように、南匈奴を「郡県偵羅耳目」(『後漢書』南匈奴伝)とするためであった。

南匈奴が兵士として動員されたのは、おもに三種類の戦争である。(1) 塞外非漢族への攻撃、(2) 塞外非漢族からの防衛／への反撃、(3) 塞内非漢族の鎮圧。以下、タイプごとに簡単に史料を挙げる。

(1) 北匈奴の健在時はその征討に動員されており、「車騎將軍竇憲出鷄鹿塞、度遼將軍鄧鴻出柘陽塞、南单于出滿夷谷、与北匈奴戰稽落山、大破之」(『後漢書』和帝紀、永元元年六月)とある。そもそも南匈奴は北匈奴への攻撃に積極的で、この永元元年の征討も南单于が要請したものであり(『後漢書』竇融伝附憲伝、同、南匈奴伝)、これ以前にも自分たちだけで北匈奴への攻撃や掠奪をおこなうこともあった。北匈奴潰滅後の動員例としては、「遣破鮮卑中郎將田晏出雲中、使匈奴中郎將臧旻与南单于出雁門、護烏桓校尉夏育出高柳、並伐鮮卑、晏等大敗」(『後漢書』帝紀 8、靈帝紀、熹平六年八月)がある。

(2) 例としては「〔十一月、〕北匈奴寇五原。十二月、寇雲中、南单于擊却之」(『後漢書』明帝紀、永平五年)、「延熹元年、鮮卑寇北辺。冬、使匈奴中郎將張奐率南单于出塞擊之、斬首三百級」(『後漢書』列伝 80、鮮卑伝)など。

(3) 羌や烏丸の反乱に動員された事例がある。「度遼將軍鄧遵率南匈奴擊先零羌於靈州、破之」(『後漢書』帝紀 5、安帝紀、元初三年五月)とある。『後漢書』列伝 77、西羌伝によると、この前年、虞詡が先零羌討伐を命じられた任尚に進言し、羌虜はみな騎馬しているからこちら馬をそろえて輕騎兵で当たるべしと勧め、これを採用した任尚は功績を挙げたという。この一件を機に騎馬兵力として南匈奴が動員されたのかもしれない。「中平四年、前中山太守張純反畔、遂率鮮卑寇辺郡。靈帝詔發南匈奴兵、配幽州牧劉虞討之。单于遣左賢王將騎詣幽州」(『後漢書』南匈奴伝)とあり、張純は三郡烏丸と結託して反乱している(『後漢書』列伝 63、劉虞伝、『三国志』魏書 30、烏丸伝ほか)。なお中平年間の南匈奴発兵に关しては、江統「徙戎論」(『晋書』江統伝)、『晋書』劉元海載記だと黄巾の乱に対しておこなわれたものと記されている。町田隆吉氏 [1979: 72-74] は各史料を検討し、どちらの乱にも派兵された蓋然性が高いと結論している。

便宜的に三つに分別したが、単純化すれば、塞の内外を問わず対非漢族戦争を専門に動員される傾向があったと言える。この点、黄巾の乱への派兵はやや例外に属するかもしれない。ただしこれはあくまで全期を振り返ったときに見出せる結果的な傾向にすぎず、ことさら「例外」を言い立てるつもりはない。煩瑣になるので例は挙げないが、南匈奴と同様の傾向は入塞した烏丸や鮮卑からも看取できる。

諸例から判断すると、動員は皇帝の命令、および使匈奴中郎將と度遼將軍の裁量や上奏によって実行されたと考えられる。ところでほかの時代をみると、北朝末から唐初のソグド人や唐代のテュルク人の軍団

は、聚落ないし部落の長を通じて組織されていたようであり [山下 2011; 2012]、また前漢代の属国に配された匈奴もこれに類した方式で組織化されていたとみられる [熊谷 1996; 渡辺 2010: 175-178; ただし佐藤 2018: 222-224 はこの論点にやや慎重な姿勢を示す]。この類例をふまえてさらに推測すると、動員命令は南单于または諸王侯に伝達され、それから单于や王侯の裁量によって統領下の部落のなかから動員する部族を決定したと考えられないだろうか。たとえば前述の張純の乱のとき、「靈帝詔發南匈奴兵、配幽州牧劉虞討之。单于遣左賢王將騎詣幽州。国人恐单于發兵無已、五年、右部醜落与休著各胡白馬銅等十余万人反、攻殺单于」(『後漢書』南匈奴伝)とあり、匈奴部民は「单于」の徴兵がやまないことに不安を抱き、单于に叛くにいたっているが、これは部民からみれば南单于が徴兵指示者であったから、換言すれば靈帝は单于に出兵を命じはしたが、兵士の召集はあくまで南单于に一任していたからではないか。また「時鮮卑寇边、夔与温禺犢王呼尤徽將新降者連年出塞、討擊鮮卑。還、復各令屯列衝要。而耿夔徵發煩劇、新降者皆悉恨謀畔。……〔延光三年〕夏、新降一部大人阿族等遂反畔、脅呼尤徽欲与俱去」(『後漢書』南匈奴伝)とあるが、このときの手続きを想像すると、まず度遼將軍・耿夔が温禺犢王に徴兵の命令を下し、温禺犢王はそれを受けて自己の部落から命令された兵数分だけ動員し、そしてみづから彼らを率いて従軍していたが、そのさいに温禺犢王は意図的に部落のなかから「新降者」のみを徴兵していたのではないだろうか。南匈奴は部落組織を維持したままであり、かつ徴兵の利便性を鑑みても、やはりこのような方式で動員があったと想定しておきたい。¹

(21) 陰山地帯が遊牧に適した地であったことについては [吉田 1980] を参照。南匈奴がいつ、どのような経緯で陰山地帯・オルドス北部から南下したのかは史料に記載がない。そこで先行研究では、南单于庭の南遷を手がかりに推測を立てている。そのさいに参照されるのが、『晋書』劉元海載記の冒頭にみえる次の記述である。「建武初、烏珠留若鞮单于子右奥鞬日逐王比自立為南单于、入居西河美稷、今離石左国城即单于所徙庭也。漢代的美稷を「今」の離石に同定するという誤った説明をしているように読めるが(ちなみにほぼ同文が『太平御覽』卷 163、石州に引く「前趙録」にみえ、「今」は北魏時代だと思われる)、だとしても、いずれかの段階で单于庭が離石へ移ったことを反映した記述とみなすのが通説的理解である。さしあたりこの通説に従って考察を進める。

王興鋒氏 [2019] の学説整理によると、氏自身の説も含め、单于庭の移動時期には三つの説が提示されている。(1) 永和五年。南匈奴句龍部の反乱を受け、朝廷が西河郡の郡治をオルドスの平定県から離石県へ移し、オルドスの郡域を放棄した年である。郡治の移動と同時に单于庭も移ったとする説。(2) 中平五年。南匈奴の部衆が反乱して单于の羌渠を殺害し、その子の於扶羅の入国を拒んだ年で、つまり於扶羅の移動先が離石だったとみる説。(3) 熹平元年から同六年のあいだ。王氏が唱える説。熹平六年の鮮卑檀石槐討伐時、南单于が使匈奴中郎將と雁門から出塞している記事を挙げ、单于庭が美稷にあったならば不自然な出発点だが、すでに離石に移っていたならば合理的だとする。

多くの研究が採っているのは (1) だが、王氏が批判するように、永和五年以降も南单于、使匈奴中郎將、度遼將軍が北辺に留まっている形跡が確認でき、南へ移動していたとは考えにくい。また、王氏が (2) を否定する論拠のひとつは、中平五年の南匈奴の反乱に合流している休屠各胡の動向である。『後漢書』靈帝紀によれば、休屠各胡は中平四年十二月に反乱を起し、翌五年正月に西河郡に侵略して郡守を殺害、さらに同年三月に并州刺史をも殺害し、そうして「遂」、つまり最終的に南匈奴と合流して单于を殺している。このことから、王氏は中平五年時点で单于庭はすでに西河郡の離石へ移動していたと判断している。こうして (1) 以降かつ (2) 以前という結論を得た王氏は、さらに年代を特定可能な記述を該当期間内から探し、前述の熹平六年の記事を挙げるにいたるわけである。

しかし王氏の推理には疑問もある。まず熹平六年の記事にかんしてだが、これ以前の元初六年七月に鮮卑が馬城に侵略したさい、南单于は使匈奴中郎將に率いられてこれを追撃したとの記録がある(『後漢

書』鮮卑伝)。美稷以東から出撃した前例になるだろう。そもそも熹平六年の征伐にしても、なんらかの戦略的事情があったのかもしれない、根拠としては弱いように思われる。さらに中平五年の南匈奴の反乱については、このときの反乱は「十余万人」の規模に膨れたという(『後漢書』南匈奴伝)。南匈奴の最盛期(永元二年)の口数が二十三万余と言われるのを考慮すると、部民の半数近くがそむいた可能性がある。そのような規模の反乱が洛陽からそれほど離れているわけではない離石近辺で勃発していたとすれば、単于が殺害されて南匈奴への統制を失いつつあるのだから、朝廷にとっては危機的な事件のはずである。ところが、朝廷は訴えに出向いてきた於扶羅を相手にしなかったらしい(『後漢書』南匈奴伝)。その後、行き場をなくした於扶羅が河東で掠奪をはじめると、朝廷は董卓を并州牧に任命してその討伐を命じたが(『三国志』魏書 6、董卓伝の裴松之注に引く「典略」、肩書きが并州牧であるのは南匈奴の「国」の鎮圧もあわせて命じたからなのかもしれない。もっとも、董卓は朝廷の命令をまったく奉じなかった。以後、朝廷が南匈奴の「国」の騒乱に対処した形跡はなく、かりに「国」がすでに離石近辺に移っていたとする説を取るのなら、并州中南部に移住している統制のきかなくなった十余万以上の匈奴をそのまま放置していたということになる。これは不自然ではないだろうか。朝廷が南匈奴の「国」の混乱を後回しにしていたのは、その事件の中央政界への影響が薄かったから、言い換えれば南匈奴の「国」はいぜんとして北辺に留まったままだったからだともみるのが穏当ではなかろうか。ようするに、報告者は(2)の説に同意する。しかし南に移ったのはあくまで於扶羅らの集団であって、「国」は旧来の地に留まったままだと考える。

報告者の理解を示す意味あいもあり、これ以降の南単于や南匈奴の動向の推測も述べておきたい。於扶羅は「帰国」ができず、最終的に河東(『後漢書』南匈奴伝の李賢注によれば平陽)に行き着き、於扶羅の後を継いだ呼厨泉も「帰国」はかなわなかった(『後漢書』南匈奴伝)。のち、南匈奴伝に「及車駕還洛陽、又徙遷許、然後帰国」とあり、呼厨泉の「帰国」が記されているが、陳勇氏[2009: 87-91]は「帰国」を献帝が許へ移った建安元年八月からほどなくのことと述べ、「帰国」先を「南匈奴故地」[88]「南匈奴在并州的故地」[91]とし、「帰国」が実現したのは袁紹の後ろ盾を得たからだと解釈している。氏のいう「南匈奴故地」は離石を指し、中平五年の時点ですでに単于庭は移っていたと考えているようである[98]。しかし報告者は前に推測したように、この時点でも「国」は旧来の西北辺に留まったままだと考えるため、氏の見解には賛同できない。いっぽう、呼厨泉は建安七年の袁紹軍による平陽攻略戦に協力し(『三国志』魏書 13、鍾繇伝、同、魏書 15、張既伝)、さらに建安十年に高幹が壺関で反乱を起こしたときは、高幹みずから呼厨泉のもとへ出向いて救援を求めたというから(『三国志』魏書 1、武帝紀、建安十年・十一年、同、魏書 6、袁紹伝)、呼厨泉は建安元年以降も平陽付近に居留していた可能性が高い。そこで報告者は、呼厨泉が「帰国」を果たしたのは高幹の乱が平定され、梁習が并州刺史に赴任してからのことだと解釈したい。梁習赴任当時の并州は「大姓豪族から遊牧民族に至るまで、様々な集団が村塙に割拠していた」が、梁習はそれら「武装勢力」の解体に腐心したことで知られる[石井 2003: 73]。そうした施策のすえ、「単于恭順、名王稽顙、……。後単于入侍、西北無虞、習之績也」(『三国志』魏書 15、梁習伝)という。おそらく南匈奴の「国」も彼に服従を示したのではないか。呼厨泉は梁習の後援のもと、「帰国」できたと考えられよう。そして「帰国」前の滞在地が離石だったのではないだろうか。

その後、呼厨泉が建安二十一年に入朝するまで動向はまったく記録されていないが、入朝前年の建安二十年、曹操は注目すべき政策を実施している。それは北方辺郡の放棄である。「省雲中・定襄・五原・朔方郡、郡置一県領其民、合以為新興郡」(『三国志』武帝紀、建安二十年正月)とあり、太原東北部の地を割いて新興郡を新設し、陰山地帯の諸郡をすべて県として新興郡内に移設したという。北魏の闕駟『十三州志』(『太平御覽』卷 163、忻州、引)には「漢末大乱、匈奴侵辺、自定襄已西、尽雲中・雁門之間、遂控。建安中、丞相曹公集荒郡之戸以為県、聚九原界、新興郡領九原県等為并州」とあり、北方の辺郡

は後漢末以来、荒廃していたのが理由であったという。同様の文言は『元和郡県図志』にも散見されるが、なかにはこの漢末の大乱を「靈帝末」と言い換えている箇所もある（巻4、関内道四、豊州、巻14、河東道三、石州）。おそらくは中平五年の南匈奴の反乱を指しているのだろう。

曹操による辺郡の整理は上記の諸郡に留まらなかったようである。西河郡は永和五年にオルドスの郡域を放棄して以降、その郡域は回復していなかったと思われるが、さらに後漢末には郡自体が廃止されたらしく、曹魏はじめに太原の諸県を割いて西河を「復置」したことを伝える記述が史書にみえている（『水経注』巻6、文水注に引く西河繆王司馬子政の碑文、『元和郡県図志』巻13、河東道二、汾州、同、石州）。王先謙によれば、曹魏の復置時、漢の旧県で旧来のとおりに回復されたのは離石のみで、ほかの県は廃されたままか別の場所へ移されたというから（『後漢書集解』志23、郡国志五、西河郡、「十三城」の注）、西河郡はほかの郡に併合されたというわけではなく、郡域そのものが放棄されたと考えられる。建安十八年の九州制施行時には西河郡の記録が残っているため（『統漢書』百官志五、州刺史の劉昭注に引く「献帝起居注」）、西河郡の廃止は北辺諸郡の廃止および新興郡の設置と前後していた可能性が高い。匈奴左部の帥（都尉）が太原の茲氏（のちの西河復置のさいに太原から割かれた県のひとつで、晋代には隰城に改名された）に置かれているのは、曹操が五部を配置した当時は西河が放棄されていたからだとも解釈できよう。このほか、元来はオルドスに設置されていた郡で言えば、西河郡に加えて上郡と北地郡がある。上郡は永和五年に左馮翊の夏陽へ、北地郡は同六年に左馮翊の葭沱へそれぞれ移され、どちらもそのまま郡域が回復することはなかったと考えられ、さらに上郡にかんしては、のちに曹操によって廃されたとする記述も残されている（『晋書』巻14、地理志序）。『元和郡県図志』だと「魏文帝省」（巻3、関内道三、丹州）「魏省」（同、延州）とあるため、曹操が廃止したとする記述の信憑性には留保がつくが、どちらにせよ、曹操が北方辺郡の廃止を進めた当時は、西河郡や上郡などのオルドス諸郡が内地に移されて久しく、オルドスの領域を再建する目途がまったく立っていなかったことに変わりはない。曹操が北辺諸郡を廃止したのは、この現状を迫認して回復を断念する意味あいがあったのではないだろうか。

このように、建安二十年前後に曹操は荒廃していた辺郡を放棄する政策を進めたと考えられるが、この措置に連動するかたちで、新たに辺郡となった諸地域に南匈奴を移住させたと思われる。建安二十一年の呼厨泉の入朝にかんして、西晋の江統「徙戎論」（『晋書』江統伝）は「使右賢王去卑誘質呼厨泉、聽其部落散居六郡」と述べているが、すでに指摘されているように、江統のいう「六郡」は西晋時代の并州に所属する六つの郡国を指すと考えられ〔陳勇 2009: 96〕、つまりは并州を言い換えた表現だと思われる。よって、江統によれば、南匈奴が入居を許可されたのは西晋時代の并州に相当する領域であったということになる（厳密に言えば、五部のうちの南部は并州外の蒲子県に置かれていたので、南匈奴は并州のみに入居したわけではないようだが、入居の中心地域が并州であったことは確かであり、江統もそうした現実をふまえて前引の表現を取ったのだろう）。この并州こそ、曹操の北辺諸郡放棄政策の影響を受け、領域を大幅に削減されていた州にほかならない。つまり、曹操は荒廃していた辺郡を放棄して旧并州領域——建安十八年に并州は冀州に併合されていた——を整理し、そうして領域が縮小された旧并州領域を南匈奴の入居先に指定したと考えられる。曹操による五部の設置は匈奴を辺郡防衛に利用するためであったとの指摘〔劉 2019〕をあわせて参照すれば、辺郡の整理と南匈奴の移住はセットの政策だったのであろう。『晋書』四夷伝、北狄匈奴の条に五部それぞれの落数が記されているが、その合計数を口数に換算すると「約二十余万人」らしく〔周偉洲 2006: 9〕、この数字は南匈奴最盛期（永元二年）の口数二十三万余に相当する。五部のこの落数がどの時期のものであるのかは不明だが、内田吟風氏〔1975: 294〕は西晋太康年間の数字とみなしており、かりにこれに従えば、南匈奴の入居は部分的だったのかもしれない。「魏晋時代の五部匈奴は、南匈奴諸部族の一部分であったと見ねばならぬ」との内田氏の指摘〔1975: 292〕は傾聴に値する。

匈奴の并州移住を許可するにあたって、曹操にはもうひとつの目的があったと思われる。石井仁氏 [2010: 307] によれば、赤壁の敗戦後、曹操は長期の歳月をかけて河北での覇権を既成事実化し、殊礼の獲得に腐心していたが、呼厨泉の入朝はその既成事実化が成功していたことを示す象徴的出来事であった。これをふまえて呼厨泉入朝と南匈奴移住の象徴的意義を解釈すれば、曹操がこのときに念頭に置いていたのは漢の宣帝や光武帝の故事で、「服従を示した匈奴单于を保護して匈奴の国を再建する」という演出の再現をも企図していたのではないだろうか。

以上、大部分は推測にすぎないが、報告者はこのような過程で南匈奴が内地に移住したと推理している。江統「徙戎論」をかえりみると、「并州之胡、本実匈奴、桀悪之寇也。漢宣之世、凍餒残破、国内五裂、後合為二、呼韓邪遂衰弱孤危、不能自存、依阻塞下、委質柔服。建武中、南单于復来降附、遂令入塞、居於漠南……。中平中、以黄巾賊起、発調其兵、部衆不従、而殺羌渠。由是於彌扶羅求助於漢、以討其賊。仍值世喪乱、遂乘釁而作、鹵掠趙魏、寇至河南。建安中、又使右賢王去卑誘質呼厨泉、聽其部落散居六郡」とあるが、これは匈奴がどのような経緯で并州に至ったのかを説明したくだけるのであり、呼厨泉入朝に伴う「散居六郡」こそが「并州之胡」すなわち五部匈奴の直接的契機なのである。¹

(22) 『十六国春秋』前趙録（『太平御覧』巻119、前趙劉淵、引）に拠り、補う。¹

(23) 両者のちがいを指摘する論考に [蔣 1979; 周偉洲 2006; 羅 2019a; 呉洪琳 2013] がある。[蔣 1979] は、劉宣が匈奴復興を掲げ、呼韓邪单于を模範に定めたのに対し、劉淵は呼韓邪单于を却下し、より遠大な野心を掲げたとする。また漢族への方針にしても、劉宣が「单于積徳在躬、為晋人所服」と楽観的な見通しをもっていたのに対し、劉淵は「晋人未必同我」と現実的な認識を有していたため、劉淵においては漢族の支持を得るための方策がとくに講じられたのだと論じる。[周偉洲 2006: 51-53] は、劉宣が匈奴復興を掲げたのに対し、劉淵はその提言に完全には同意せず、目標を中国統一に高めたとする。[羅 2019a] は屠各であった劉淵が劉宣の提案する匈奴復興を採用するわけにはいかず、南匈奴を超越する名分を模索する必要があったと解釈する。[呉洪琳 2013] は、劉宣が志向していたのは内遷した北族と共同して南匈奴を復興することであったが、劉淵は呼韓邪单于を一蹴してこの提言を完全に否定し、天下の経営を目標に掲げたとする。そして劉淵がそのようにふるまった背景として、彼が中国文化に精通していたことを挙げ、漢族支配の正当性がなによりも重要であることを劉淵は認識していたと説明している。このほか、[唐 1955b; 林幹 2007: 175; 陳勇 1993: 2009] は劉宣と劉淵を同族とはみなさず、劉淵を屠各（非南匈奴）、劉宣を南匈奴とするが、その論拠は不明で、両者の志向に差異があったとも論じられていない。

おおまかに言えば、劉宣は匈奴復興を唱えたが、劉淵はそれに全面同意せず、天下を視野に入れた目標に高め、かつ漢族の理解を得られるイデオロギーへ変更したとみる点で、各論者は共通している。¹

(24) 叙述された歴史を「物語」と捉え、物語の内容ではなくその形式を比較検討する分析手法は [White 2014] から借用した。¹

(25) 町田隆吉氏 [1979: 注 54] は「表現・内容を異にしている」と言う。園田俊介氏 [2005: 1041] は「大きく矛盾」といい、「劉雄碑」の説話は漢人が劉氏を顕彰するために創作したものと位置づける。劉氏は政治状況からこの創作を受容したものの、自身の所属は匈奴だと自覚していて漢族だとは考えなかったため、漢の劉氏と匈奴单于を結合させた説話が成ったと考察している。羅新氏 [2019a; 2019b: 275] は甥から直系の子孫へと関係を変化させたことに重要性を認め、これは劉淵が漢復興を掲げるにあたって、自身の出自を「漢の外甥である匈奴单于」と偽造するのみでは不十分だと認識したため、進んで直系の子孫へと系譜を改作したと解釈している。温拓氏 [2019: 84-85] は、劉淵が掲げた三漢継承のイデオロギーは劉聡時代に变化し、後漢と蜀漢が継承から排除され、前漢からの直接継承を重んじるようになったため、宣帝の子孫へと祖源を改作したと論じている。¹

(26) したがって報告者は、劉淵が漢の劉氏を称したのは漢王即位前後と考える。かりにこれ以前から漢

の劉氏を称していたとしても、その出自を公然と強調しはじめたのはこの時期であろう。

羅新氏らの解釈のように、載記と「劉雄碑」の出自説話に重要な変化をみいだす見解も一理あるが、たほうで仮託方法が一定していなかったために生じたバラつきだとも捉えうる。この件に関連して参考になるのが、遼東襄平が本貫と伝えられてきた李氏の墓誌を検討した前島佳孝氏の研究〔2019〕である。氏によれば、墓誌に記される李氏の本貫地は多様で、最終的には隴西成紀に落ち着いているが、「それまでにこれだけ様々な地名が出てくるというのは、系図の詐称・捏造が行われた結果であり、出てきた地名はその試行錯誤の途中経過を示すものでであろう」〔130〕。記されている祖先も全体的に不統一で、本貫地に合致しない過去の著名な李氏まで祖先に挙げられているという。この研究成果を参考にすると、出自記述の不整合は系図を偽作する過程での試行錯誤の痕跡とも解釈可能である。すなわち、弟、外甥、傍系の子孫という論法にはそれぞれちがった意図が込められていたのではなく、いずれも「なぜ匈奴単于の子孫が漢の劉氏の子孫であるのか」を説明するために試行的に採用された論法だとも考えられる。結局のところ、両者の記述の相違にどれだけの、またはどのような意味があるのかは、「劉雄碑」のみでは判断不能だと言わざるをえない。報告者は後者の解釈が妥当だと考えてはいるが、かりに羅新氏らの視点が妥当であったとしても、本報告は劉淵時代の言説を考察対象としており、「劉雄碑」の時代は対象外のため、この問題については判断を保留しておく。

劉淵より以前の劉氏を称した匈奴についても付言しておく、もっとも早い例は前漢の帰徳侯・劉颯（あるいは颯）である。『漢書』巻17、景武昭宣元成功臣表によれば、帰徳侯国の始封者は彼の祖父にあたる日逐王・先賢揮で、宣帝の神爵二年に漢へ降った功績をもって封じられた。当時の匈奴単于とは従兄の関係にあったというので、単于氏族の一員である。劉颯の父の代からすでに劉氏を名乗っていたのかは不明だが、少なくとも先賢揮当人は漢風の姓名を名乗らなかったと思われる。また同表に記録されている信成侯の王定なる人物は「屠耆単于」の子の「左大將軍」だが、この人物は『漢書』匈奴伝下にみえる屠耆単于の少子の右谷蠡王・姑瞞楼頭を指すのかもしれない。この王定の例から推察すると、少なくとも前漢代において、匈奴単于の氏族ならば劉氏を称するといった類いの規則はなかったと思われる。劉颯の存在は「TS」氏のブログ「ていーえすのメモ帳」(<https://t-s.hatenablog.com/>)での一連の記事から知った（2020年10月30日「匈奴の劉氏」、11月1日「二人の帰徳侯」、11月4日「二人の帰徳侯その2」、2021年5月17日「貴徳と帰徳」）。¹

(27) 『史通』巻12、古今正史篇によると、劉聡時代に公師彧が「高祖本紀」と功臣伝を編纂したが、「先帝」（劉淵）を誹謗していると謗られ、誅殺されたという。〔羅2019a; 2019b: 276〕は公師彧が劉淵の正体を暴露して直書してしまったために怒りを買ったのだと解釈している。報告者は本文で後述する理解を採るため、この解釈には従えない。またこの事件は公師彧らを誅殺するのが目的であって、史書に不適切な言辞があるとの批判はたんなる言いがかりにしかすぎないであろうから、羅氏の解釈にとりわけ合理性があるとも思えない。¹

(28) この言い回しは小熊英二氏〔1995: 376〕が戦前日本の民族政策を形容した表現「同化しながら差別する」から拝借した。¹

◇参考文献

日文（五十音順）

〔池田2002〕 池田雄一「漢代の西北部経営——初県の環境1」（同氏『中国古代の聚落と地方行政』汲古書院、2002年、初出は1985年）

〔石井2003〕 石井仁「黒山・白波考——後漢末の村嶋と公権力」（『東北大学東洋史論集』第9輯、2003年）

-
- [石井 2010] 石井仁『魏の武帝 曹操——正邪を超越した史上屈指の英傑』（新人物往来社、2010年、原著は2000年）
- [伊藤 2020] 伊藤光成「魏文帝の国際秩序構想——「漢代の国際秩序」の継承」（『東洋学報』第102巻第3号、2020年）
- [石見 1998] 石見清裕「唐の内附異民族対象規定」（同氏『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、1998年、初出は1995年）
- [石見 2009] 石見清裕「唐代内附民族対象規定の再検討——天聖令・開元二十五年令より」（『東洋史研究』第68巻第1号、2009年）
- [内田 1967] 内田吟風「南匈奴国家——前趙」（『歴史教育』第15巻第9・10号、1967年）
- [内田 1975] 内田吟風「南匈奴に関する研究」（『北アジア史研究 匈奴篇』同朋舎、1975年）
- [江上 1999] 『江上波夫文化史論集 3 匈奴の社会と文化』（山川出版社、1999年）
- [岡崎 1932] 岡崎文夫『魏晋南北朝通史』（弘文堂、1932年）
- [小熊 1995] 小熊英二『単一民族神話の起源——〈日本人〉の自画像の系譜』（新曜社、1995年）
- [尾崎 2003] 尾崎孝宏「遊牧民の牧畜経営の実態——モンゴル国南東部の事例より」（『科学』第73巻第5号、2003年）
- [梶山 2005] 梶山智史「崔鴻『十六国春秋』の成立について」（『明大アジア史論集』第10号、2005年）
- [梶山 2010] 梶山智史「屠本『十六国春秋』考——明代における五胡十六国史研究の一斑」（『史学雑誌』第119編第7号、2010年）
- [梶山 2019] 梶山智史「覇史の系譜——五胡十六国史料における継承と再編」（『唐代史研究』第22号、2019年）
- [片桐 1988] 片桐功「屠各胡考——劉淵挙兵前史」（『名古屋大学東洋史研究報告』第13号、1988年）
- [金子 2019] 金子修一「唐代の国際文書形式」（同氏『古代東アジア世界史論考——改訂増補 隋唐の国際秩序と東アジア』八木書店、2019年、初出は1974年）
- [金 2018] 金秉駿「漢帝国の辺境支配と部都尉」（金玄耿訳、宮宅潔編『多民族社会の軍事統治——出土史料が語る中国古代』京都大学学術出版会、2018年）
- [熊谷 1996] 熊谷滋三「前漢における属国制の形成——「五属国」の問題を中心として」（『史観』第134冊、1996年）
- [栗原 1970] 栗原朋信「漢帝国と周辺諸民族」（『岩波講座 世界歴史』第4巻、岩波書店、1970年）
- [小長谷 2007] 小長谷有紀「モンゴル牧畜システムの特徴と変容」（『E-journal GEO』第2巻第1号、2007年）
- [小林 1989] 小林聡「後漢の少数民族統御官に関する一考察」（『九州大学東洋史論集』第17号、1989年）
- [佐々木 2010] 佐々木満実「漢代和蕃公主考——「和親」との関係を中心に」（『お茶の水史学』第54号、2010年）
- [佐藤 2018] 佐藤達郎「漢代における周辺民族と軍事——とくに属国都尉と異民族統御官を中心に」（宮宅潔編『多民族社会の軍事統治』、[金 2018]に前掲）
- [杉山 2011] 杉山正明『遊牧民から見た世界史』（増補版、日本経済新聞出版社、2011年、初版は2003年）

-
- [鈴木 2008] 鈴木宏節「突厥可汗国の建国と王統観」(『東方学』第 115 輯、2008 年)
- [スミス 1999] アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ——歴史社会学的考察』(巢山靖司ほか訳、名古屋大学出版会、1999 年、原著は 1986 年)
- [スミス 2007] アントニー・D・スミス『選ばれた民——ナショナル・アイデンティティ、宗教、歴史』(一條都子訳、青木書店、2007 年、原著は 2003 年)
- [スミス 2018] アントニー・D・スミス『ナショナリズムとは何か』(庄司信訳、筑摩書房、2018 年、原著は 2010 年)
- [園田 2005] 園田俊介「南北朝時代における匈奴劉氏の祖先伝説とその形成」(『中央大学大学院研究年報』第 34 号、2005 年)
- [谷 1996] 谷秀樹「前漢代兄弟国関係考——漢代擬制親族関係の一類型として」(『立命館史学』第 17 号、1996 年)
- [谷川 1970] 谷川道雄「拓跋国家の展開と貴族制の再編」(『岩波講座 世界歴史』第 5 巻、岩波書店、1970 年)
- [谷川 1998] 谷川道雄「南匈奴の自立およびその国家」(同氏『隋唐帝国形成史論』増補版、筑摩書房、1998 年、初出は 1964 年)
- [手塚 1938] 手塚隆義「漢初匈奴との和親条約に関する二三の問題——高祖より孝武帝に至る」(『史苑』第 12 巻第 2 号、1938 年)
- [東木 1971] 東木政一「匈奴国家「漢」の成立とその発展——胡王国の一例」(『淑徳短期大学学報』第 10 号、1971 年)
- [東木 1972] 東木政一「匈奴国家「漢」の国家の性格——胡王国の一例」(『淑徳短期大学研究紀要』第 11 号、1972 年)
- [野中 1998] 野中敬「西晋戸調式の「夷人輸賣布」条をめぐる」(『東方学』第 95 輯、1998 年)
- [林俊雄 1985] 林俊雄「掠奪・農耕・交易から見た遊牧国家の発展——突厥の場合」(『東洋史研究』第 44 巻第 1 号、1985 年)
- [林俊雄 2017] 林俊雄『スキタイと匈奴 遊牧の文明』(講談社、2017 年、原著は 2007 年)
- [堀田 2018] 堀田あゆみ『交渉の民族誌——モンゴル遊牧民のモノをめぐる情報戦』(勉誠出版、2018 年)
- [堀 2006] 堀敏一「匈奴と前漢との国家関係に関する考察」(同氏『東アジア世界の形成——中国と周辺国家』汲古書院、2006 年)
- [前島 2019] 前島佳孝「墓誌銘の先世記事についての一考察——北朝～唐初の李氏を例として」(『唐代史研究』第 22 号、2019 年)
- [町田 1979] 町田隆吉「二・三世紀の南匈奴について——『晋書』巻 101 劉元海載記解釈試論」(『社会文化史学』第 17 号、1979 年)
- [町田 1980] 町田隆吉「『漢趙記』佚文考——唐修「晋書」の一側面」(『東洋史論』第 1 号、1980 年)
- [町田 2000] 町田隆吉「『資治通鑑考異』所引『十六国春秋』及び『十六国春秋鈔』について——司馬光が利用した『十六国春秋』をめぐる」(『国際学レビュー』第 12 号、2000 年)
- [松田 1986] 松田寿男「絹馬交易に関する史料」(『松田寿男著作集』第 2 巻、六興出版、1986 年、初出は

1959年)

- [三崎 2012] 三崎良章『五胡十六国——中国史上の民族大移動』(新訂版、東方書店、2012年、初版は2002年)
- [吉田 1980] 吉田順一「ハンガイと陰山」(『史観』第102冊、1980年)
- [山下 2011] 山下将司「唐のテュルク人蕃兵」(『歴史学研究』第881号、2011年)
- [山下 2012] 山下将司「唐の太原拳兵と山西ソグド軍府——「唐・曹怡墓誌」を手がかりに」(『東洋学報』第93巻第4号、2012年)
- [渡辺 2010] 渡辺信一郎「漢代の財政と帝国編成」(同氏『中国古代の財政と国家』汲古書院、2010年)
- [渡邊 2016] 渡邊義浩「曹魏の異民族政策」(同氏『三国志よりみた邪馬台国——国際関係と文化を中心として』汲古書院、2016年、初出は2015年)

中文 (ピンイン順)

- [陳琳国 2006] 陳琳国「休屠・屠各和劉淵族姓」(『北京師範大学学報(社会科学版)』2006年第4期)
- [陳勇 1993] 陳勇「并州屠各与南匈奴」(『周一良先生八十生日紀念論文集』中国社会科学出版社、1993年)
- [陳勇 2009] 陳勇『漢趙史論稿——匈奴屠各建国的政治史考察』(商務印書館、2009年)
- [杜 2007] 杜林淵「南匈奴墓葬初步研究」(『考古』2007年第4期)
- [方 1996] 方詩銘「“漢祚復興”的讖記与原始道教——晋南北朝劉根・劉淵的起義起兵及其他」(『史林』1996年第3期)
- [胡 2015] 胡鴻「十六国の華夏化——“史相”与“史実”之間」(『中国史研究』2015年第1期)
- [蒋 1979] 蒋福垂「劉淵の“漢”旗号と慕容廆の“晋”旗号」(『北京師院学報』1979年第4期)
- [林幹 2007] 林幹『匈奴史』(内蒙古人民出版社、2007年、1986年刊『匈奴通史』の修訂版)
- [劉 2019] 劉兵「匈奴五部の位置布局和方位朝向——兼論匈奴五部設置的目的及意義」(『北方民族大学学报(哲学社会科学版)』2019年第1期)
- [羅 2019a] 羅新「從依傍漢室到自立門戶——劉氏漢趙歷史的兩個階段」(同氏『王化与山陝——中古辺裔論集』北京大学出版社、2019年、初出は1996年)
- [羅 2019b] 羅新「十六国北朝的五德歷運問題」(同氏『王化与山陝』、前掲、初出は2004年)
- [馬 1962] 馬長寿『北狄与匈奴』(生活・読書・新知三聯書店、1962年)
- [唐 1955a] 唐長孺「晋代北境各族「变乱」的性質及五胡政權在中国的統治」(同氏『魏晋南北朝史論叢』生活・読書・新知三聯書店、1955年)
- [唐 1955b] 唐長孺「魏晋雜胡考」(同氏『魏晋南北朝史論叢』、前掲)
- [汪 2001] 汪波『魏晋北朝并州地区研究』(人民出版社、2001年)
- [王明珂 2018] 王明珂『游牧者的抉擇——面对漢帝国的北亜游牧部族』(上海人民出版社、2018年、原著は2009年)
- [王明珂 2020] 王明珂『華夏辺縁——歴史記憶与族群認同』(増訂版、上海人民出版社、2020年、原著初版は1997年)
- [王興鋒 2019] 王興鋒「論東漢南匈奴单于庭駐地の四次遷徙」(『中国歴史地理論叢』第34巻第1輯、2019

年)

- [温 2019] 温拓「屠各劉氏先世建構再探」(『中央民族大学学报(哲学社会科学版)』2019年第5期)
- [吳洪琳 2013] 吳洪琳「十六国“漢”・“趙”国号の取舍与内遷民族の認同」(『陝西師範大学学报(哲学社会科学版)』2013年第4期)
- [吳振清 2009] 吳振清「序」(湯球『三十国春秋輯本』吳振清校注、天津古籍出版社、2009年)
- [武 2009] 武沐『匈奴史研究』(民族出版社、2009年)
- [忻州市文物管理处ほか 2017] 忻州市文物管理处・浙江大学文化遺產研究院・定襄県文物管理所「山西定襄居士山摩崖碑為西晋胡奮重陽登高紀功碑」(『文物』2017年第5期)
- [姚 2007] 姚薇元『北朝胡姓考』(修訂本、中華書局、2007年、初版は1958年)
- [張 2014] 張軍「十六国北朝時期祖源攀附現象考論」(『揚州大学学报(人文社会科学版)』2014年第2期)
- [周偉洲 2006] 周偉洲『漢趙国史』(広西師範大学出版社、2006年、原著は1986年)
- [周一良 1997] 周一良「魏取之史学」(『魏晋南北朝史論集』北京大学出版社、1997年、初出は1935年)

英文 (アルファベット順)

- [Barfield 1981] Thomas J. Barfield, “The Hsiung-nu Imperial Confederacy: Organization and Foreign Policy” (*The Journal of Asian Studies*, vol. 41, no. 1, 1981)
- [Di Cosmo 1994] Nicola Di Cosmo, “Ancient Inner Asian Nomads: Their Economic Basis and Its Significance in Chinese History” (*The Journal of Asian Studies*, vol. 53, no. 4, 1994)
- [Honeychurch and Amartuvshin 2007] William Honeychurch and Chunag Amartuvshin “Hinterlands, Urban Centers, and Mobile Settings: The “New” Old World Archaeology from the Eurasian Steppe” (*Asian Perspectives*, vol. 46, no. 1, 2007)
- [Houle and Broderick 2011] Jean-Luc Houle and Lee G. Broderick, “Settlement Patterns and Domestic Economy of the Xiongnu in Khanui Valley, Mongolia” (Ursula Brosseder and Bryan K. Miller ed., *Xiongnu Archaeology: Multidisciplinary Perspectives of the First Steppe Empire in Inner Asia*, Vor- und Frühgeschichtliche Archäologie Rheinische Friedrich-Wilhelms-Universität Bonn, 2011)
- [Makarewicz 2011] Cheryl A. Makarewicz, “Xiongnu Pastoral Systems: Integrating Economies of Subsistence and Scale” (U. Brosseder and B. K. Miller ed., *Xiongnu Archaeology*, op. cit.)
- [Salzman 1971] Philip C. Salzman, “Movement and Resource Extraction among Pastoral Nomads: The Case of the Shah Nawazi Baluch” (*Anthropological Quarterly*, vol. 44, no. 3, 1971)
- [Salzman 1972] Philip C. Salzman, “Multi-Resource Nomadism in Iranian Baluchistan” (*Journal of Asian and African Studies*, vol. 7, no. 1, 1972)
- [Salzman 2002] Philip C. Salzman, “Pastoral Nomads: Some General Observations Based on Research in Iran” (*Journal of Anthropological Research*, vol. 58, no. 2, 2002)
- [White 2014] Hayden White, *Metahistory: The Historical Imagination in 19th-Century Europe* (1973; 40th anniversary edition, Johns Hopkins University Press, 2014) [岩崎稔監訳『メタヒストリー——一九世紀ヨーロッパにおける歴史的想像力』作品社、2017年]